

熊本電波工業高等専門学校

目 次

I	認証評価結果	2-(16)-3
II	基準ごとの評価	2-(16)-4
	基準 1 高等専門学校の目的	2-(16)-4
	基準 2 教育組織（実施体制）	2-(16)-6
	基準 3 教員及び教育支援者	2-(16)-9
	基準 4 学生の受入	2-(16)-13
	基準 5 教育内容及び方法	2-(16)-16
	基準 6 教育の成果	2-(16)-23
	基準 7 学生支援等	2-(16)-26
	基準 8 施設・設備	2-(16)-30
	基準 9 教育の質の向上及び改善のためのシステム	2-(16)-32
	基準 10 財務	2-(16)-36
	基準 11 管理運営	2-(16)-38
<参 考>		2-(16)-41
i	現況及び特徴（対象高等専門学校から提出された自己評価書から転載）	2-(16)-43
ii	目的（対象高等専門学校から提出された自己評価書から転載）	2-(16)-44
iii	自己評価の概要（対象高等専門学校から提出された自己評価書から転載）	2-(16)-46
iv	自己評価書等リンク先	2-(16)-50
v	自己評価書に添付された資料一覧	2-(16)-51

I 認証評価結果

熊本電波工業高等専門学校は、大学評価・学位授与機構が定める高等専門学校評価基準を満たしている。

当該高等専門学校の主な優れた点として、次のことが挙げられる。

- 試験答案データベース、Kシステム（学生指導記録システム）の構築により、学生の成績、出席状況、補習の実績、学生指導上のコメントなど、詳細な学生の状況を教員間で共有し、把握できるようにしていることは、教員の教育活動を支援するための特色ある取組である。
- 準学士課程では、情報通信工学科3、4年次の「工学実験」において、創造実験を実施しており、創造性を育むために必要な基礎的事項として、「構想力」、「問題設定力」、「種々の学問、技術の総合応用力」等を盛り込んだ課題設定を行い、学生がこれまでに学んだ知識を生かして提案した課題の解決方法を、指導教員とディスカッション等をしなが、改良・工夫をさせるなどの指導の工夫を行っている。また、専攻科課程では、技術共通科目の「創造性工学」において、創造性を育成するために、新たな視点から発想を促す指導を行い、創造力の基本を身に付けさせるとともに、特許作成方法を学ぶなかで、発想した内容を文章・図面・グラフ等を用いて具体的に説明できるまでの方法及び技術を身に付けさせているなどの工夫をしている。
- 準学士課程では、4年次にインターンシップを夏季実習として導入し、また、専攻科課程では、1年次全員に原則1か月のインターンシップを義務付けており、インターンシップが実践的技術者の育成のために活用されている。
- 準学士課程及び専攻科課程ともに、就職希望者の就職決定率が高いばかりでなく、その就職先の業種も、電子機器設計・開発・製造、ソフトウェア・ソリューション等、当校が育成する技術者にふさわしい業種となっている。また、進学希望者の進学決定率も高く、その進学先も大学の工学系を中心とした学部及び大学院修士課程となっており、教育の目的において意図している、養成しようとする人材像等について、十分な教育の成果や効果が上がっている。
- 教育改善グループが、日常の教育活動を点検・評価し、各々のグループで改善の検討などを進め、ウェブサイトを活用した学習支援の実施に結び付けている点は、特色ある取組である。

当該高等専門学校の主な改善を要する点として、次のことが挙げられる。

- 平成12年度から、必要とされる一般科目を担当する専任教員を1人ないし2人満たしていなかった。訪問調査時には改善が図られていたが、今後は高等専門学校設置基準を遵守し、教員の適切な配置に十分留意し厳正に対処していく必要がある。

II 基準ごとの評価

基準 1 高等専門学校の目的

- 1-1 高等専門学校の目的（高等専門学校の使命、教育研究活動を実施する上での基本方針、及び、養成しようとする人材像を含めた、達成しようとしている基本的な成果等）が明確に定められており、その内容が、学校教育法に規定された、高等専門学校一般に求められる目的から、はずれるものでないこと。
- 1-2 目的が、学校の構成員に周知されているとともに、社会に公表されていること。

【評価結果】

基準 1 を満たしている。

（評価結果の根拠・理由）

1-1-① 目的として、高等専門学校の使命、教育研究活動を実施する上での基本方針、及び、養成しようとする人材像を含めた、達成しようとしている基本的な成果等が、明確に定められているか。

学則において、学校の目的を定めるとともに、教育理念を「電子・情報系技術者として国際的に活躍することができ、かつ健全な精神を持った技術者の育成」と、教育目標を「(1) コンピュータ技術と電子・情報系の基本技術を身につけた技術者の育成」、「(2) 日本語・英語のコミュニケーション能力を持ち、国際的に活躍できる技術者の育成」、「(3) 実践的能力に加えて、柔軟な発想能力のある創造的技術者の育成」、「(4) 人類への貢献意識を持った、チャレンジ精神豊かな技術者の育成」と定めている。

準学士課程においては、各学科4項目の育成する人材像（各学科における教育目標）を定め、それらの項目の下に、サブ項目を設定し、卒業時に獲得すべき学力、資質・能力を具体的に定めている。

また、専攻科課程においては、6項目の育成する人材像（専攻科の教育目標）を定めている。さらに、設定しているJABEE対応コースに対しては、専攻科の教育目標を基本とした学習・教育目標を6項目定めている。専攻科課程においても、それぞれの項目について、サブ項目を設定し、修了時に獲得すべき学力、資質・能力を具体的に定めている。

これらのことから、目的が明確に定められていると判断する。

1-1-② 目的が、学校教育法第70条の2に規定された、高等専門学校一般に求められる目的から、はずれるものでないか。

学校の目的の下に定めている教育理念、教育目標、各学科・専攻の教育目標及び卒業（修了）時に獲得すべき学力、資質・能力の内容は、学校教育法の「深く専門の学芸を教授」及び「職業に必要な能力を育成」に対応しており、目的が、学校教育法第70条の2に規定された、高等専門学校一般に求められる目的から、はずれるものではないと判断する。

1-2-① 目的が、学校の構成員（教職員及び学生）に周知されているか。

学校の目的、教育理念・教育目標、各学科・専攻の教育目標、卒業（修了）時に獲得すべき学力、資質・能力について、学生便覧、準学士課程のシラバス、「熊本電波高専の『教育理念』『教育目標』各学科・専攻の教育目標および達成度評価表」に掲載しているほか、学生証、教職員の初任者研修資料にも記載し、

学生及び教職員に対して、周知を図っている。

目的等の周知状況について、学生及び教職員に対する周知状況のアンケート調査を実施して、学校として把握しており、そのアンケート結果から学校の構成員に周知されているものの、各学科・専攻の教育目標の周知度が準学士課程の低学年の学生で低いことについて、混合学級制による各学科に対する意識の低さが一因と分析している。

これらのことから、目的が、学校の構成員に周知されていると判断する。

1-2-② 目的が、社会に広く公表されているか。

学校の目的、教育理念・教育目標、各専攻の教育目標について、ウェブサイトに掲載し、公表しているほか、教育理念・教育目標を掲載した学校概要を、九州内の各国立大学、熊本県内の市町村教育委員会、就職関連企業等に配布するとともに、中学校訪問、学校説明会においても学校概要を配布して、説明している。

教育理念・教育目標を掲載した準学士課程入学者募集要項を、熊本県内の中学校、福岡県内の中学校等に配布しており、また、編入学者募集要項を熊本県内の高等学校、九州管内の工業高等学校等に配布している。さらに、各専攻の教育目標を掲載した専攻科入学者募集要項を、各国公私立高等専門学校に配布している。

これらのことから、目的が、社会に広く公表されていると判断する。

以上の内容を総合し、「基準1を満たしている。」と判断する。

基準2 教育組織（実施体制）

- 2-1 学校の教育に係る基本的な組織構成（学科、専攻科及びその他の組織）が、目的に照らして適切なものであること。
- 2-2 教育活動を展開する上で必要な運営体制が適切に整備され、機能していること。

【評価結果】

基準2を満たしている。

（評価結果の根拠・理由）

2-1-① 学科の構成が、教育の目的を達成する上で適切なものとなっているか。

進学士課程は、情報通信工学科、電子工学科、電子制御工学科及び情報工学科の4学科で構成している。

情報通信工学科は、「コンピュータ技術を基礎として、ネットワーク通信、マルチメディア技術の世界で活躍できる人材養成」を目標とし、電子工学科は、「半導体デバイスや大規模電子システムなどの設計・製作・管理に携わる技術者の養成」を目標とし、電子制御工学科は、「電子制御工学およびその応用技術分野において、専門技術に関する知識・能力を身につけた技術者の育成」などを目標とし、情報工学科は、「コンピュータのハードウェア、ソフトウェアに関する基礎的な知識を基に、ネットワーク、マルチメディアなどの専門的な分野における設計・開発ができる技術者の養成」を目標としている。

これらの各学科の目標は、学校の教育目標に対応しており、学科の構成は、教育の目的を達成する上で適切なものとなっていると判断する。

2-1-② 専攻科を設置している場合には、専攻科の構成が、教育の目的を達成する上で適切なものとなっているか。

専攻科は、電子情報システム工学専攻及び制御情報システム工学専攻の2専攻で構成している。

電子情報システム工学専攻は、情報通信工学科及び電子工学科を基礎とし、「マルチメディア通信設備等の運用・保守、製造・設計技術分野を担当する高度開発型技術者の育成」を目的とし、制御情報システム工学専攻は、電子制御工学科及び情報工学科を基礎とし、「あらゆる産業におけるメカニカルな制御技術の設計・運用分野を担当する高度開発型技術者の育成」を目的としている。

これらの各専攻の目的は、学校の目的に対応しており、専攻科の構成は、教育の目的を達成する上で適切なものとなっていると判断する。

2-1-③ 全学的なセンター等を設置している場合には、それらが教育の目的を達成する上で適切なものとなっているか。

全学的なセンターとして、技術センター、高度情報教育センター及び地域共同テクノセンターを設置している。

技術センターは、「熊本電波工業高等専門学校技術センター規則」において、業務の第1番目として「実験・実習の指導補助等支援業務に関すること」と定め、技術職員を9人配置している。技術職員は、実験・実習の指導補助を行っているほか、学生のロボットコンテスト等への活動も支援しており、学生の実験及び実習を総合的に支援している。

高度情報教育センターは、「熊本電波工業高等専門学校高度情報教育センター規則」において、その目的を「高度情報教育センターの情報処理システムを整備運用し、本校の情報ネットワークシステムの基幹

ネットワークの円滑な管理運営を図るとともに、教育、研究その他の情報処理のための共同利用に供し、かつ情報教育に係る緊要な諸問題の解決に資することにより本校の情報処理を総合的かつ効率的に行うこと」と定め、「情報教育に係る情報処理システムの管理に関すること」を業務の中に位置付けている。校内LANの整備・管理運営により、情報処理教育に直接関わる情報処理システムを管理・提供しているほか、センター内のパソコン室、TSS端末室を用いて「工学基礎」、「情報数学」、「情報処理」等の授業を実施している。

地域共同テクノセンターは、「熊本電波工業高等専門学校地域共同テクノセンター利用規則」において、その目的を「民間等外部の機関との共同研究を推進することにより、本校の教育・研究の進展に寄与し、併せて地域社会における技術開発及び技術教育の振興に資すること」と定めている。7つの研究部には、35人の教職員のほか、準学士課程の卒業研究学生や専攻科課程の特別研究学生を配置しており、学生は各研究部で行っている共同研究や受託研究に参加している。また、学生は、各共同研究で得た成果を各種学会等で報告しており、電子情報通信学会や応用物理学会の九州支部講演会等で講演奨励賞、発表奨励賞を受賞するなどの成果を上げている。さらに、センター主催の研究会、技術セミナーにサポートとして学生を参加させ、コミュニケーション能力の育成を図っている。

これらのことから、各センターは、教育の目的を達成する上で適切なものとなっていると判断する。

2-2-1① 教育課程全体を企画調整するための検討・運営体制及び教育課程を有効に展開するための検討・運営体制が整備され、教育活動等に係る重要事項を審議するなどの必要な活動を行っているか。

教育課程全体を企画調整するための検討・運営体制及び教育課程を有効に展開するための検討・運営体制として、教務委員会を設置している。

教務委員会は、校長の下に教務主事を中心として構成され、「熊本電波工業高等専門学校教務委員会規則」において、教育課程の編成に関する事項、年間教育計画及び授業時間割の編成に関する事項、授業、試験及び成績に関する事項などを審議事項とすると定め、毎月1回定例で開催し、必要に応じて臨時でも開催している。また、教務委員会で審議した重要事項については、運営会議の審議を経て、校長が決定する体制となっており、学修単位の導入、4年次のインターンシップ活動の単位認定などの教育活動等に係る重要事項を審議している。

これらのことから、教育活動を展開する上で必要な運営体制が整備され、必要な活動を行っていると判断する。

2-2-1② 一般科目及び専門科目を担当する教員間の連携が、機能的に行われているか。

数学と外国語教育について、一般科目と各学科の専門科目の教員で構成する数学教育研究会及び外国語教育研究会を設置しており、具体的な改善事例はまだないものの、教員間の連携により、科目間連携を図っている。

また、準学士課程1、2年次において混合学級制を導入する際に、一般科目の数学の担当教員と専門科目の教員で、カリキュラムの見直しを検討・実施している。

これらのことから、一般科目及び専門科目を担当する教員間の連携が、機能的に行われていると判断する。

2-2-1③ 教育活動を円滑に実施するための支援体制が機能しているか。

準学士課程において、学級担任が行う学習指導、生活指導等の教育活動に対して、一般科目長が学年主

任とともに、1、2年次の学級担任を支援している。また、各学科では、学科会議において、学科全体で3年次から5年次の学級担任を支援している。一方、専攻科課程においては、専攻科長及び専攻主任を中心とする専攻科委員会が、学習指導、生活指導等について検討し、特別研究指導等、直接学生を指導する教員を支援している。

学級担任は、生活指導上の問題が認められる学生に対しては、学生主事に相談し、学生委員会の支援を受けて指導にあたっており、必要に応じて学生相談室長を通して専任のカウンセラーからの支援を受けることができる。

また、試験答案データベース、Kシステム（学生指導記録システム）をサーバ上に構築し、学生の成績、出席状況、補習の実績、学生指導上のコメントなど、詳細な学生の状況を教員間で共有し、把握できるようにしている。

課外活動については、クラブ顧問が行う指導活動に対して、必要に応じて学生主事が中心となり、課外活動の指導に関する意見交換や調整を行うことにより、課外活動を円滑に進めるための支援を行っている。また、課外活動の技術指導については、外部コーチを委嘱・配置するなど支援している。

これらのことから、教育活動を円滑に実施するための支援体制が機能していると判断する。

以上の内容を総合し、「基準2を満たしている。」と判断する。

【優れた点】

- 試験答案データベース、Kシステム（学生指導記録システム）の構築により、学生の成績、出席状況、補習の実績、学生指導上のコメントなど、詳細な学生の状況を教員間で共有し、把握できるようにしていることは、教員の教育活動を支援するための特色ある取組である。

基準3 教員及び教育支援者

- 3-1 教育課程を遂行するために必要な教員が適切に配置されていること。
- 3-2 教員の採用及び昇格等に当たって、適切な基準が定められ、それに従い適切な運用がなされていること。
- 3-3 教育課程を遂行するために必要な教育支援者が適切に配置されていること。

【評価結果】

基準3を満たしている。

(評価結果の根拠・理由)

3-1-① 教育の目的を達成するために必要な一般科目担当教員が適切に配置されているか。

一般科目担当教員について、高等専門学校設置基準に定める必要な専任教員数 18 人に対し、専任教員は、自己評価書提出時点では 16 人（他に助手 2 人）であったが、訪問調査の結果により、専任教員は 18 人配置され、また、非常勤講師は 20 人配置されていることが確認できた。

自己評価書に基づく書面調査による評価では、高等専門学校設置基準に定める必要な専任教員数 18 人に対し、必要とされる一般科目を担当する専任教員を 2 人満たしていなかったことから、教員の適切な配置がなされていないとする判断を行った。

訪問調査において、平成 12 年 4 月から欠員となっていた 1 人ないし 2 人の専任教員が担当していた授業科目に対して、非常勤講師、一般科目の専任教員により対応がなされていたこと。また、平成 18 年 8 月及び 10 月付けで合わせて 2 人の助手を講師に昇任させたこと及び平成 18 年 11 月に 1 人の教員について担当科目を専門科目から一般科目に変更を行ったことにより、高等専門学校設置基準を満たす教員の配置がなされ、改善が図られていたことが確認できた。

一般科目担当教員の配置については、教育目標に対応させて、「電子情報系技術に必要な数学・自然科学の基礎知識を身に付けさせる」ために、数学・物理・化学の専任教員を 6 人、「日本語・英語によるコミュニケーションの基礎能力の育成」のために、国語・英語・独語の専任教員を 7 人、人文・社会科学に対する広い知識と教養を身に付け、「健全な精神を持った技術者の育成」のために、地理・政治経済、世界史・日本史、倫理・哲学、保健・体育の専任教員を 5 人の計 18 人という構成となっている。また、専任教員の教育を支援するために、非常勤講師も、数学・物理・化学が 6 人、国語・英語・中国語が 7 人、経済学・社会学・法学・音楽・美術・保健・体育が 7 人という構成となっている。英語の非常勤講師の中には、ネイティブスピーカーの教員を 1 人配置していた。

また、豊かな教養を身に付けた技術者教育の面から、一般科目の当該分野に深い専門性を持つ教員として、博士の学位取得者 4 人を含み修士以上の学位取得者計 16 人の専任教員を配置していた。

これらのことから、平成 12 年度から、必要とされる一般科目を担当する専任教員を 1 人ないし 2 人満たしていなかったことについて、訪問調査時には改善が図られ、教育の目的を達成するために必要な一般科目担当教員が適切に配置されていたが、今後は高等専門学校設置基準を遵守し、教員の適切な配置に十分留意し、厳正に対処していく必要がある。

3-1-② 教育の目的を達成するために必要な各学科の専門科目担当教員が適切に配置されているか。

専門科目担当教員は、専任教員 37 人（他に助手 7 人）、非常勤講師 20 人を配置している。

教育目標「(C) 実践的技術能力に加えて柔軟な発想能力のある創造的技術者の育成」及び教育目標「(D) 人類への貢献意識を持ったチャレンジ精神豊かな技術者の育成」を達成するため、修士以上の学位を有する教員 39 人及び民間企業等での実務経験を有する教員 13 人を配置している。

これらのことから、教育の目的を達成するために必要な専門科目担当教員が適切に配置されていると判断する。

3-1-③ 専攻科を設置している場合には、教育の目的を達成するために必要な専攻科の授業科目担当教員が適切に配置されているか。

高度開発型技術者の育成及び高度総合システム技術者の育成のために、当該分野において、高度な専門性を有する教員として、担当教員 30 人中 29 人を博士の学位を有する教員で構成しており、その専門分野と授業科目の専門性の対応を図った配置としている。また、専攻科においては、研究を指導することが目的であることから、十分な研究業績を有する教員が指導にあたるように配置している。

さらに、「創造性工学」、「技術者倫理」、「起業化と社会」、「メカトロニクス概論」、「機械システム工学特論」等の創造的開発、システム開発等に強く関連する授業科目に対しては、民間企業等での実務経験を有する教員を配置している。

これらのことから、教育の目的を達成するために必要な専攻科の授業科目担当教員が適切に配置されていると判断する。

3-1-④ 学校の目的に応じて、教員組織の活動をより活発化するための適切な措置（例えば、均衡ある年齢構成への配慮、教育経歴や実務経験への配慮等が考えられる。）が講じられているか。

教員の年齢構成については、教員の公募において、年齢の均衡がとれるように、年齢を明記し募集をするなどの配慮をしている。その結果として、特定の年齢に著しく偏ることのない年齢構成となっている。

性別に関しては、女性教員を 10%以上としている中期目標に対して、全教員 63 人の約 10%に当たる 6 人の女性教員を配置している。

業務経歴を有する教員の採用についても、適宜、公募の条件として「企業経験のあることが望ましい」などの表現で募集を実施しており、2 年未満の企業等での実務経験者 6 人、2 年以上の企業等での実務経験者 10 人の計 16 人を採用している。

また、社会人博士課程への就学希望者に配慮した結果、平成 9 年以降 13 人が博士の学位を取得しており、平成 18 年現在 3 人が社会人博士課程に在学中である。

さらに、外国人教員は、公募に当たっては国籍を限定せずに募集するよう配慮しており、非常勤講師として英語、中国語、専門科目に外国人教員計 3 人を配置している。

これらのほか、教員組織の活動を活性化するために、優秀教員表彰制度を定めて、実施している。

これらのことから、教員組織の活動をより活発化するための適切な措置が講じられていると判断する。

3-2-① 教員の採用や昇格等に関する規定などが明確かつ適切に定められ、適切に運用がなされているか。

教員の採用や昇格等に関する規定について、「熊本電波工業高等専門学校教員選考内規」を定めている。

専任教員の新規採用においては、模擬授業又はプレゼンテーションを課し、教育上の能力も含めて、評価している。専任教員の昇格においては、学校運営に係る貢献度、教育活動における業績、学生生活指導に係る業績、地域活動における業績等を審査項目として加え、教育上の能力を考慮・評価している。

また、非常勤講師の採用については、「熊本電波工業高等専門学校非常勤講師の採用に関する申し合わ

せ」を定めており、「履歴書」、「授業担当者としての適性、科目の水準設定および授業使用教科書等選定理由書」を提出させ、人事委員会が教育上の能力を有することについて判断している。

これらのことから、教員の採用や昇格等に関する規定などが明確かつ適切に定められ、適切に運用がなされていると判断する。

3-2-② 教員の教育活動に関する定期的な評価を適切に実施するための体制が整備され、実際に評価が行われているか。

教員の教育活動に関する定期的な評価を適切に実施するための体制としては、「熊本電波工業高等専門学校教員表彰実施要項」を定めて、授業や生活指導の評価を核として、学校運営、課外活動指導、地域との連携等の実績を加味して最終的に評価している。その評価結果から、「国立高等専門学校機構による国立高等専門学校教員表彰実施要項に基づき、当該候補者として推薦するにふさわしいと認められる者」又は「教育、学生指導、研究及び社会貢献活動において、優れた功績があったと認められる者」を、毎年、校長表彰しており、平成16年度に2人、平成17年度に1人を表彰している。

これらのことから、教員の教育活動に関する定期的な評価を適切に実施するための体制が整備され、実際に評価が行われていると判断する。

3-3-① 学校において編成された教育課程を展開するために必要な事務職員、技術職員等の教育支援者が適切に配置されているか。

事務部は庶務課、会計課及び学生課の3課で構成しており、教育課程の展開に直接関わる事務職員、技術職員は、学生課教務係、学生支援係、就学支援係及び実習係に配置しているほか、庶務課図書係に配置している。

これらの各係の業務は「熊本電波工業高等専門学校事務分掌規程」に定めており、教務係は学生の募集及び入学者の選抜に関すること、教育課程の編成及び授業に関することなどを行っており、学生支援係は学生の課外活動に関すること、学生の保健管理及び保健施設の管理運営に関すること、学生の就職あっせん及びアルバイトに関することなどを行っており、就学支援係は寮生の生活指導に関すること、寮生の厚生福祉に関することなどを行っている。図書係は学生の自主的な勉学のために図書館整備を担当し、図書館資料の選定及び受入に関すること、図書館資料の閲覧、貸出に関することなどを行っている。

これらの業務を円滑に遂行するために、教務係、学生支援係及び就学支援係に計10人の事務職員、看護師1人、運転手1人を、また、図書係に司書1人を含む3人を配置している。

また、一般科目の物理・化学に加え、各学科の専門科目において多くの実験・実習を含んでおり、その教育課程を展開するために、実習係は、実験実習に関すること、高度情報教育センターに関することなどを行っており、これに対応する技術職員9人を配置している。

これらのことから、教育課程を展開するために必要な事務職員、技術職員等の教育支援者が適切に配置されていると判断する。

以上の内容を総合し、「基準3を満たしている。」と判断する。

【改善を要する点】

- 平成12年度から、必要とされる一般科目を担当する専任教員を1人ないし2人満たしていなかった。訪問調査時には改善が図られていたが、今後は高等専門学校設置基準を遵守し、教員の適切な配置に

十分留意し厳正に対処していく必要がある。

基準4 学生の受入

- 4-1 教育の目的に沿って、求める学生像や入学者選抜の基本方針が記載されたアドミッション・ポリシーが明確に定められ、公表、周知されていること。
- 4-2 入学者の選抜が、アドミッション・ポリシーに沿って適切な方法で実施され、機能していること。
- 4-3 実入学者数が、入学定員と比較して適正な数となっていること。

【評価結果】

基準4を満たしている。

(評価結果の根拠・理由)

4-1-① 教育の目的に沿って、求める学生像や入学者選抜（例えば、準学士課程入学者選抜、編入学生選抜、留学生選抜、専攻科入学者選抜等が考えられる。）の基本方針などが記載されたアドミッション・ポリシーが明確に定められ、学校の教職員に周知されているか。また、将来の学生を含め社会に公表されているか。

教育理念・教育目標に対応させて、準学士課程入学者選抜、準学士課程4年次編入学者選抜、専攻科入学者選抜のそれぞれのアドミッション・ポリシーを定めている。準学士課程入学者選抜及び4年次編入学者選抜においては、「電子・情報技術修得のための基礎学力と人文・社会・自然科学に対する広い関心を持ち、環境、異文化、国際社会に対して真摯な姿勢と自ら考える視点を持っていること」を基本として、その下にそれぞれ4項目のアドミッション・ポリシーを具体的に定めている。専攻科入学者選抜においては、「(1)電子情報系の基礎的な技術を持ち、より高度で幅広い技術的な知識を吸収する意欲の高い人」、「(2)日本語及び英語での基礎的なコミュニケーション能力を持ち、さらにその能力の向上を目指す人」、「(3)新しい技術開発の創造、計画、システム構築等に対して意欲を持ち、積極的に挑戦する人」、「(4)柔軟な発想と人類への貢献意識を持ったチャレンジ精神豊かな人」とアドミッション・ポリシーを定めている。

教員に対しては、教員会で、アドミッション・ポリシーを記載した説明資料を配付し、説明しており、周知を図っている。

アドミッション・ポリシーの周知状況について、教職員を対象にアドミッション・ポリシーの周知状況アンケート調査を行い、学校として把握している。その結果から、教員の4年次編入学及び専攻科課程と職員のアドミッション・ポリシーの周知度がやや低く表れているものの、学生概要にそれぞれのアドミッション・ポリシーを記載するなどの改善を実施しており、実際に学校の教職員に周知されている。

また、準学士課程のアドミッション・ポリシーを記載した入学者募集要項を、進学志望の手引きとともに、熊本県内及び九州の中学校、全国の国立高等専門学校に配布しており、中学生に対しては、夏休みや11月の学校説明会で進学志望の手引きを用いて説明している。さらに、熊本県内の中学校に対しては、10、11月に教員が中学校を訪問し、入学者募集要項、進学志望の手引きを用いて説明している。4年次編入学のアドミッション・ポリシーを記載した編入学者募集要項は、九州内の工業高等学校等を中心に配布している。専攻科課程のアドミッション・ポリシーを記載した専攻科入学者募集要項は、全国の国公立高等専門学校を中心に配布している。これらのほか、各アドミッション・ポリシーは、ウェブサイトに掲載し、公表している。

これらのことから、教育の目的に沿って求める学生像等が明確に定められ、学校の教職員に周知され、また、将来の学生を含め社会に公表されていると判断する。

4-2-① アドミッション・ポリシーに沿って適切な学生の受入方法が採用されており、実際の入学者選抜が適切に実施されているか。

準学士課程の入学者選抜は、推薦入試と学力入試を行っている。推薦入試では、推薦書、調査書、適性検査（数学）及び面接の総合判定による選抜方法としている。理数科目の基礎的理解力やコミュニケーション能力を調査書で審査し、さらに適性検査（数学）で理数科目の基礎的理解力を重視した審査を行っている。また、電子・情報系技術者をめざす人物の見極め、ものづくりへの興味及びチャレンジ精神に関する面接審査と推薦書記載のクラブ活動、学生会活動、資格取得等の中学3年間の取組内容の審査と併せ、チャレンジ精神豊かな技術者に関する評価としている。学力入試では、アドミッション・ポリシーの「理数科目への基礎的理解力」の項目を重視し、特に数学の配点を2倍にした選抜方法としている。準学士課程入学者選抜の学力入試において、一部、アドミッション・ポリシーに沿っていない部分があることについては、改善を検討している。

準学士課程4年次編入学の入学者選抜では、学力検査、調査書及び面接の総合判定による選抜方法としている。数学、専門科目（情報科目、電気基礎科目）の学力検査では、理工系科目の基礎的知識を持っていることを検証し、英語、小論文試験では、日本語、英語の基本的コミュニケーション能力を検証している。また、小論文試験の論題をアドミッション・ポリシーに関連したものとし、面接では、チャレンジ精神やコンピュータ技術と電子情報系基本技術の修得意欲について検証している。

専攻科課程の入学者選抜では、推薦による選抜と学力検査による選抜を行っている。出身校の教育目標及び修得科目を用いて基準を定め、成績証明書等による書類審査でアドミッション・ポリシーに沿っていることを確認している。出身校の教育目標や単位修得状況がその基準に適していない場合は面接において確認している。

これらのことから、アドミッション・ポリシーに沿って適切な学生の受入方法が採用されており、実際の入学者選抜が適切に実施されていると判断する。

4-2-② アドミッション・ポリシーに沿った学生の受入が実際に行われているかどうかを検証しており、その結果を入学者選抜の改善に役立っているか。

準学士課程の学生の受入については、平成18年度準学士課程学力入試において、中学校の内申点が絶対評価に移行したことを受け、学力試験の配点を従来2倍とし、かつ数学の配点を他の科目の2倍とするなど、調査書に対して、学力試験の配点を重視する変更を行っている。このことに関し、従来方式と変更後の方式の違いを、入試成績と準学士課程3年次の最終成績との相関を比較することにより検証している。検証結果では、明確な違いが表れなかったことから、引き続き調査を続けていくこととしている。

また、アドミッション・ポリシーに沿った学生の受入についての直接の検証ではないものの、準学士課程の入学者選抜、準学士課程4年次編入学選抜、専攻科課程の入学者選抜について、中途退学者の状況から検証している。その結果から、アドミッション・ポリシーに沿った学生の受入がおおむね行われていると分析している。

これらのことから、アドミッション・ポリシーに沿った学生の受入が実際に行われているかどうかを検証しており、その結果を入学者選抜の改善に役立てる体制となっていると判断する。

4-3-① 実入学者数が、入学定員を大幅に超える、又は大幅に下回る状況になっていないか。また、その場合には、これを改善するための取組が行われるなど、入学定員と実入学者数との関係の適正化が図られているか。

準学士課程においては、最近の状況から、実入学者数が、入学定員を大幅に超える、又は大幅に下回る状況になっていない。

専攻科課程においては、最近の状況から、両専攻とも実入学者数が入学定員を超えている状況が見られ、特に平成 15、16 年度は入学定員をやや上回る実入学者数であったものの、平成 17、18 年度は適正化を図っており、教育上大きな支障がなく、大幅に超えている状況ではない。

これらのことから、実入学者数が、入学定員と比較して適正な数となっていると判断する。

以上の内容を総合し、「基準 4 を満たしている。」と判断する。

基準5 教育内容及び方法

(準学士課程)

- 5-1 教育課程が教育の目的に照らして体系的に編成されており、その内容、水準が適切であること。
- 5-2 教育課程を展開するにふさわしい授業形態、学習指導法等が整備されていること。
- 5-3 成績評価や単位認定、進級・卒業認定が適切であり、有効なものとなっていること。
- 5-4 人間の素養の涵養に関する取組が適切に行われていること。

(専攻科課程)

- 5-5 教育課程が教育の目的に照らして体系的に編成されており、その内容、水準が適切であること。
- 5-6 教育課程を展開するにふさわしい授業形態、学習指導法等が整備されていること。
- 5-7 研究指導が教育の目的に照らして適切に行われていること。
- 5-8 成績評価や単位認定、修了認定が適切であり、有効なものとなっていること。

【評価結果】

基準5を満たしている。

(評価結果の根拠・理由)

<準学士課程>

5-1-① 教育の目的に照らして、授業科目が学年ごとに適切に配置（例えば、一般科目及び専門科目のバランス、必修科目、選択科目等の配当等が考えられる。）され、教育課程の体系性が確保されているか。また、授業の内容が、全体として教育課程の編成の趣旨に沿って、教育の目的を達成するために適切なものになっているか。

各学科ともに、低学年において一般科目を多く配置し、高学年になるに従い専門科目の比重が高まるように授業科目を配置している。各学科で育成する人材像を示している教育目標（A）から（D）（後掲<参考>の「目的」のページを参照）の具体的内容をサブ項目に示している。必要な授業科目は、それぞれのサブ項目に対応させて、科目間の関連を明示して系統的に配置している。

教育の目的を達成するため、シラバスにおいて、授業科目の目標を明確にしており、実際の授業の内容も教育の目的を達成するために適切なものとなっている。

これらのことから、教育の目的に照らして、授業科目が適切に配置され、教育課程の体系性が確保されており、また、授業の内容は教育の目的を達成するために適切なものとなっていると判断する。

5-1-② 学生の多様なニーズ、学術の発展動向、社会からの要請等に対応した教育課程の編成（例えば、他学科の授業科目の履修、他高等教育機関との単位互換、インターンシップによる単位認定、補充教育の実施、専攻科教育との連携等が考えられる。）に配慮しているか。

学生の多様なニーズ及び教育効果の面から、1、2年次には学科を超えた混合学級として編成し、1、2年次の専門科目については、必要に応じて学科別に実施しているほか、3年次の「英語Ⅰ」では、目的別に5つのコースに分けて授業を実施しており、教育課程の編成において配慮している。また、各学科で定めている4、5年次の選択科目は、学科の枠を越えて履修可能とし、相互乗り入れ選択科目としている。さらに、平成18年度より、4、5年次のほぼすべての授業科目において、1単位を45時間の学修を必要とする学修科目を導入し、授業25時間+自学学習20時間の授業科目と、授業15時間+自学学習30時間

の授業科目を設定している。

また、学生の多様なニーズに対応して、「熊本大学工学部と熊本電波工業高等専門学校との間における単位互換に関する協定書」を締結し、熊本大学工学部と単位の互換を行っているほか、学生の取得した資格に対して、「資格試験取得活動の単位認定について（申し合わせ）」を定め、取得した資格種別によって、「基礎科目応用（第一、第二、第三）」又は、「専門科目応用（第一、第二、第三）」の科目として単位を認定している。

社会的な要請の下に、J A B E E対応コースを設定し、準学士課程4、5年次と専攻科課程1、2年次を通じて、一つの学習・教育目標の下に教育を実施しているほか、4年次にインターンシップを夏季実習として導入し、「4年インターンシップ活動の単位認定について（申し合わせ）」を定め、その活動期間により「インターンシップA」（4単位）から「インターンシップD」（1単位）までのいずれかの科目として単位を認定している。

これらのことから、学生の多様なニーズや社会からの要請等に対応した教育課程の編成に配慮していると判断する。

5-2-① 教育の目的に照らして、講義、演習、実験、実習等の授業形態のバランスが適切であり、それぞれの教育内容に応じた適切な学習指導法の工夫がなされているか。（例えば、教材の工夫、少人数授業、対話・討論型授業、フィールド型授業、情報機器の活用、基礎学力不足の学生に対する配慮等が考えられる。）

理論を中心とした講義に対して、演習、実験・実習を重視しており、各学科とも、単位数の割合として、おおむね講義60%に対して、演習、実験・卒業研究40%と授業形態のバランスは適切なものとなっている。

学習指導法の工夫としては、3年次の「英語Ⅰ」では、目的別にTOEIC、スタンダード・アドバンス、基礎英語、進学英語、英会話の5つのコースに分けて授業を実施しているほか、4年次の「哲学」では、コミュニケーション能力の育成に配慮して、討論型授業を取り入れている。また、5年次の「知的生産学」では、プレゼンテーション能力、コミュニケーション能力の育成に配慮して、学生自身がアイデアを発表し、討論する授業を取り入れている。さらに、5年次の「特別実験」では、英語によるプレゼンテーションの演習を行っている。

これらのことから、講義、演習、実験、実習等の授業形態のバランスが適切であり、それぞれの教育内容に応じた適切な学習指導法の工夫がなされていると判断する。

5-2-② 教育課程の編成の趣旨に沿って、適切なシラバスが作成され、活用されているか。

シラバスには、授業の目標、授業時間に対応した達成目標として修得すべき内容等を明示しているほか、教科書や参考書等の学生の自主学習を手助けするための情報を提供している。また、成績評価方法を明示し、学修時間を取り入れた単位認定科目であることを区別できるように表記している。

全学生にシラバスを配付するとともに、学生に対しては授業評価アンケートにおいて、教員に対しては教員評価アンケートにおいて、シラバスの活用状況を学校として把握しており、シラバスに沿って授業が行われ、活用しているとの結果を得ている。

これらのことから、教育課程の編成の趣旨に沿って適切なシラバスが作成され、活用されていると判断する。

5-2-③ 創造性を育む教育方法（PBLなど）の工夫やインターンシップの活用が行われているか。

情報通信工学科3、4年次の「工学実験」において、創造実験を実施している。創造実験では、創造性を育むために必要な基礎的事項として、「構想力」、「問題設定力」、「種々の学問、技術の総合応用力」等を盛り込んだ課題設定を行い、学生がこれまでに学んだ知識を生かして提案した課題の解決方法を、指導教員とディスカッション等をしなが、改良・工夫をさせるなどの指導の工夫を行っている。

また、インターンシップを4年次に実施し、一定の成果が認められた者に対して単位を認定している。

これらのことから、創造性を育む教育方法の十分な工夫やインターンシップの十分な活用が行われていると判断する。

5-3-① 成績評価・単位認定規定や進級・卒業認定規定が組織として策定され、学生に周知されているか。また、これらの規定に従って、成績評価、単位認定、進級認定、卒業認定が適切に実施されているか。

成績評価・単位認定規定や進級・卒業認定規定は、「熊本電波工業高等専門学校学業成績評価並びに進級及び卒業の認定に関する規則」に定められており、規則を掲載した学生便覧を学生に配付し、周知を図っており、実際に学生に周知されている。

また、成績評価については、学生が試験後の答案返却時と年4回の成績提示時に意見の申立てができるようにしており、実際の成績評価が適切に実施されている。さらに、進級認定については、修了判定諮問会議での審議に基づき、運営会議にて承認している。卒業判定についても、卒業認定諮問会議での審議に基づき、運営会議で承認している。

これらのことから、成績評価・単位認定規定や進級・卒業認定規定が組織として策定され、学生に周知されており、これらの規定に従って、成績評価、単位認定、進級認定、卒業認定が適切に実施されていると判断する。

5-4-① 教育課程の編成において、特別活動の実施など人間の素養の涵養がなされるよう配慮されているか。

特別活動として、1年次から3年次までホームルームを計90単位時間確保している。ホームルームの特別活動では、環境美化についてのクラス討論、防災についての講話などを行っており、道徳観及び倫理観の育成を図っている。また、「禁煙教室」、「人権に関する講演会」、「高専生が社会から求められていること」など、外部講師による教養文化や社会問題をテーマにした講演会を実施し、社会に対する関心を啓発し社会性を育むように配慮している。

これらのことから、教育課程の編成において、人間の素養の涵養がなされるよう配慮されていると判断する。

5-4-② 教育の目的に照らして、生活指導面や課外活動等において、人間の素養の涵養が図られるよう配慮されているか。

教育目標である「健全な精神を持った」学生を育成するため、生活指導においては、学生委員会が中心となって、年度当初に、「学生生活指導のしおり」を教員に配付し、清掃指導、始業前の登校指導、校内外巡視を実施し、基本的な生活習慣の確立に努めるように配慮している。

課外活動においては、クラブ活動を通して学生の自主性や社会性等を育成するように配慮し、学生会活動、クラスマッチ、学園祭等を通して学生の自主性、企画運営力等の育成を支援するなど、人間の素養の涵養が図られるように配慮している。

これらのことから、生活指導面や課外活動等において、人間の素養の涵養が図られるよう配慮されていると判断する。

<専攻科課程>

5-5-1① 準学士課程の教育との連携を考慮した教育課程となっているか。

専攻科課程は、情報通信工学科及び電子工学科と連携する電子情報システム工学専攻と電子制御工学科及び情報工学科と連携する制御情報システム工学専攻の2専攻で構成している。準学士課程の各学科で、各分野の専門基礎を修得した上に、視野を広げ、さらに専門性を伸ばすために、技術共通科目を配置し、他専攻の授業科目も3科目まで受講を可能とするとともに、専門科目を配置しており、系統的に授業科目を配置し、専門性を深める配慮をしている。

また、準学士課程4、5年次と専攻科課程を併せて、J A B E E対応コースを設定している。このコースでは、修了時に獲得すべき学力や資質・能力について学習・教育目標を定め、そのサブ目標に対応させて、準学士課程4、5年次の授業科目と連携して、専攻科の授業科目を配置している。

これらのことから、準学士課程の教育との連携を考慮した教育課程となっていると判断する。

5-5-1② 教育の目的に照らして、授業科目が適切に配置（例えば、必修科目、選択科目等の配当等が考えられる。）され、教育課程の体系的性が確保されているか。また、授業の内容が、全体として教育課程の編成の趣旨に沿って、教育の目的を達成するために適切なものになっているか。

専攻科の技術共通科目には、「技術者としての基盤、感性、創造性など視野を広める科目」、「電子情報系技術の基礎的な科目」、「技術者としての経験、倫理的素養科目」を配置し、専門科目には、「研究技術開発、創造性、継続的技術等を修得するための科目」、「各専門の基盤となる科目」、「専門性の高い科目」を配置しており、教育目標に対応させて、各授業科目を系統的に配置している。

また、各授業科目は、シラバスにおいて授業科目の目標を示しており、当該授業科目の到達目標を明確にしている。さらに、実際の授業の内容は教育の目的を達成するように適切に実施している。

これらのことから、教育の目的に照らして、授業科目が適切に配置され、教育課程の体系的性が確保されており、また、授業の内容は教育の目的を達成するために適切なものとなっていると判断する。

5-5-1③ 学生の多様なニーズ、学術の発展動向、社会からの要請等に対応した教育課程の編成（例えば、他専攻の授業科目の履修、他高等教育機関との単位互換、インターンシップによる単位認定、補充教育の実施等が考えられる。）に配慮しているか。

学生の多様なニーズに対応して、平成12年度より、放送大学で修得した単位を専攻科の単位として認定している。また、「熊本大学工学部と熊本電波工業高等専門学校との間における単位互換に関する協定書」を締結し、熊本大学工学部と単位の互換を行っており、さらに、他専攻の授業科目の単位を修得することができるようにしている。

社会からの要請の下に、地域の企業で原則1か月間のインターンシップを実施し、単位を認定しており、平成17年度からは専攻科学生全員に義務付けている。

また、補充教育として、平成17年度にサマーレクチャ「開発工学」を実施し、単位を認定している。

これらのことから、学生の多様なニーズや社会からの要請等に対応した教育課程の編成に配慮していると判断する。

5-6-① 教育の目的に照らして、講義、演習、実験、実習等の授業形態のバランスが適切であり、それぞれの教育内容に応じた適切な学習指導法の工夫がなされているか。(例えば、教材の工夫、少人数授業、対話・討論型授業、フィールド型授業、情報機器の活用等が考えられる。)

専攻科課程では、「高度開発型技術者」、「高度総合システム技術者」及び「知的情報処理技術者」の育成を教育目標に掲げ、実授業時間数は、講義科目が725時間に対して、演習・研究・実習科目は約600時間から700時間となっている。また、特に実験科目としては配置していないものの、「特別研究」や「電子情報(制御情報)システム工学特論」において、研究内容に沿った専門性の高い実験を実施しており、教育の目的に照らして、授業形態のバランスが適切なものとなっている。

学習指導法の工夫として、専攻科課程の各専攻の学生数は少ないことから、少人数教育を行っている。特に、電子情報システム工学専攻の「電子情報システム工学特論」、「電子情報コミュニケーション技術」、「電子情報システム工学特別研究」、及び制御情報システム工学専攻の「制御情報システム工学特論」、「制御情報コミュニケーション技術」、「制御情報システム工学特別研究」において、担当教員1人当たり平均1人又は2人の学生を教育しており、きめ細かな少人数教育を実施し、対話・討論型の授業を行っている。さらに、自主作成教材、教科書とプリントの併用を実施するなどの工夫をしている授業科目は23科目あり、全体の67%に達している。このほか、「起業化と社会」では、グループで自由に意見を出し合うブレインストーミングを取り入れている。

これらのことから、講義、演習、実験、実習等の授業形態のバランスが適切であり、それぞれの教育内容に応じた適切な学習指導法の工夫がなされていると判断する。

5-6-② 創造性を育む教育方法(PBLなど)の工夫やインターンシップの活用が行われているか。

創造性を育む教育方法の工夫については、技術共通科目の「創造性工学」において、創造性を育成するために、新たな視点から発想を促す指導を行い、創造力の基本を身に付けさせるとともに、特許作成方法を学ぶなかで、発想した内容を文章・図面・グラフ等を用いて具体的に説明できるまでの方法及び技術を身に付けさせているなどの工夫をしている。

また、インターンシップについては、平成17年度から専攻科1年次の学生全員に原則1か月のインターンシップを義務付けており、平成17年度は対象学生全30人が体験し、単位を修得している。

これらのことから、創造性を育む教育方法の十分な工夫やインターンシップの十分な活用が行われていると判断する。

5-6-③ 教育課程の編成の趣旨に沿って、シラバスが作成され、事前に行う準備学習、教育方法や内容、達成目標と評価方法の明示など内容が適切に整備され、活用されているか。

シラバスには、学習・教育目標との対応を明記し、授業の目標、授業時間に対応した達成目標として修得すべき内容を明示しているほか、教科書や参考書等の学生の自主学習を手助けするための情報を提供している。また、成績評価方法を明示し、学修時間を取り入れた単位認定科目であることを区別できるように表記している。また、準備学習・事後学習については、平成18年度よりオリエンテーションで、全学生に対して、その必要性和実施内容について説明を行っている。

シラバスの活用状況は、学生に対しては授業評価アンケートにおいて、教員に対しては教員評価アンケートにおいて、学校として把握しており、シラバスに沿って授業が行われ、活用しているとの結果を得て

いる。

これらのことから、教育課程の編成の趣旨に沿って適切なシラバスが作成され、活用されていると判断する。

5-7-① 専攻科で修学するにふさわしい研究指導（例えば、技術職員などの教育的機能の活用、複数教員指導体制や研究テーマ決定に対する指導などが考えられる。）が行われているか。

特別研究指導は、単独の授業科目「電子情報／制御情報システム工学特別研究」に加え、「電子情報／制御情報システム工学特論」、「コミュニケーション技術」等の論文の読解、英文読解、論文の記載、説明、発表等の各種周辺技術を学習する授業科目においても、同一の特別研究指導教員から指導を受ける体制としている。また、一部の研究室では、複数教員で研究室を運営しているため、研究室の複数教員による学生の指導も行っている。さらに、学生は特別研究の学習状況を記録しており、電子媒体により保存している。

特別研究の中間発表と最終発表のそれぞれにおいて、複数教員による指導・審査を実施するとともに、特別研究の成果は、学会等の学外においても発表している。

これらのことから、専攻科で修学するにふさわしい研究指導が行われていると判断する。

5-8-① 成績評価・単位認定規定や修了認定規定が組織として策定され、学生に周知されているか。また、これらの規定に従って、成績評価、単位認定、修了認定が適切に実施されているか。

成績評価・単位認定規定は、「熊本電波工業高等専門学校専攻科授業科目の履修等に関する規則」、「熊本電波工業高等専門学校専攻科授業科目の評価に関する規則」及び「熊本電波工業高等専門学校専攻科単位認定規則」に定めており、修了認定規定は、学則に定めている。これらの規定を記載した専攻科学生便覧を学生に配付し、オリエンテーションで説明して周知を図っており、実際に学生に周知されている。

成績評価については、学生の意見の申立ての機会を試験後の答案返却時と前・後期の成績提示時に設けており、実際に成績評価が適切に実施されている。また、修了認定については、専攻科委員会での審議に基づき、運営会議にて承認している。

これらのことから、成績評価・単位認定規定や修了認定規定が組織として策定され、学生に周知されており、これらの規定に従って、成績評価、単位認定、修了認定が適切に実施されていると判断する。

以上の内容を総合し、「基準5を満たしている。」と判断する。

【優れた点】

<準学士課程>

- 情報通信工学科3、4年次の「工学実験」において、創造実験を実施しており、創造性を育むために必要な基礎的事項として、「構想力」、「問題設定力」、「種々の学問、技術の総合応用力」等を盛り込んだ課題設定を行い、学生がこれまでに学んだ知識を生かして提案した課題の解決方法を、指導教員とディスカッション等しながら、改良・工夫をさせるなどの指導の工夫を行っている。
- 4年次にインターンシップを夏季実習として導入しており、実践的技術者の育成のために活用されている。

<専攻科課程>

- 創造性を育む教育方法の工夫については、技術共通科目の「創造性工学」において、創造性を育成するために、新たな視点から発想を促す指導を行い、創造力の基本を身に付けさせるとともに、特許作成方法を学ぶなかで、発想した内容を文章・図面・グラフ等を用いて具体的に説明できるまでの方法及び技術を身に付けさせているなどの工夫をしている。
- 1年次全員に原則1か月のインターンシップを義務付けており、実践的技術者の育成のために活用されている。

基準6 教育の成果

6-1 教育の目的において意図している、学生が身に付ける学力、資質・能力や養成しようとする人材像等に照らして、教育の成果や効果が上がっていること。

【評価結果】

基準6を満たしている。

(評価結果の根拠・理由)

6-1-① 高等専門学校として、その目的に沿った形で、課程に応じて、学生が卒業（修了）時に身に付ける学力や資質・能力、養成する人材像等について、その達成状況を把握・評価するための適切な取組が行われているか。

準学士課程においては、各教育目標のサブ目標に対応して、授業科目を配置している。教育目標の達成に関連する科目として選択科目の選択条件などを明確にし、それらの授業科目の修得状況及び特別活動の達成状況と合わせ、教育目標が達成できるように設定している。これを、平成18年度からパンフレット「熊本電波高専の『教育理念』・『教育目標』 各学科・専攻の教育目標および達成度評価表」において明示し、達成状況を把握している。

専攻科課程においては、各教育目標のサブ項目に対応して、若しくは、設定しているJABEE対応コースにおいては、各学習・教育目標のサブ項目に対応して、授業科目を配置している。教育目標等の達成に関連する科目として選択科目の選択条件などを明確にし、それらの条件の下での授業科目の修得状況及び達成状況により、教育目標等の達成を把握できるように設定している。また、これらを「履修の手引き」において明示し、達成状況を把握している。

さらに、準学士課程及び専攻科課程ともに、達成状況に応じて、補習、追認定試験等を適切に実施している。

これらのことから、学生が卒業（修了）時に身に付ける学力や資質・能力、養成する人材像等について、その達成状況を把握・評価するための適切な取組が行われていると判断する。

6-1-② 各学年や卒業（修了）時などにおいて学生が身に付ける学力や資質・能力について、単位取得状況、進級の状況、卒業（修了）時の状況、資格取得の状況等から、あるいは卒業研究、卒業制作などの内容・水準から判断して、教育の成果や効果が上がっているか。

準学士課程においては、卒業時に教育目標の達成要件を満たしていることを確認しており、各学科の卒業生はすべて教育目標を達成している。また、専攻科課程においても、修了時に教育目標又は学習・教育目標の達成要件を満たしていることを確認しており、修了生は達成要件を満たしている。

また、準学士課程及び専攻科課程ともに、学生が国際会議で多数発表しており、教育の成果や効果が上がっている。

これらのことから、卒業（修了）時において学生が身に付ける学力や資質・能力について、教育の成果や効果が上がっていると判断する。

6-1-③ 教育の目的において意図している養成しようとする人材像等について、就職や進学といった卒業（修了）後の進路の状況等の実績や成果から判断して、教育の成果や効果が上がっているか。

準学士課程において、各学科ともに就職希望者の就職決定率が高く、就職先企業は、放送・通信・ネッ

トワーク、電子機器設計・開発・製造、ソフトウェア・ソリューション、製造業等を中心としており、当校が育成する技術者にふさわしい業種となっている。また、進学希望者の進学決定率も高く、高等専門学校専攻科、大学の工学部・情報学部等を中心に進学しており、教育の目的において意図している、養成しようとする人材像に沿ったものとなっている。

専攻科課程においても、各専攻ともに就職希望者の就職決定率が高く、就職先企業は、電子機器設計・開発・製造、ソフトウェア・ソリューション等を中心としており、当校が育成する技術者にふさわしい業種となっている。また、進学希望者の進学決定率も高く、九州内をはじめとする大学の工学系の大学院修士課程に進学しており、教育の目的において意図している、養成しようとする人材像に沿ったものとなっている。

これらのことから、教育の目的において意図している養成しようとする人材像等について、十分な教育の成果や効果が上がっていると判断する。

6-1-④ 学生が行う学習達成度評価等から判断して、学校の意図する教育の成果や効果が上がっているか。

学生が卒業（修了）時に身に付ける学力や資質・能力等について、学生による直接の達成度評価は行われていないものの、関連する授業評価アンケートにおいて、学生自身が設定した学習目標に対する達成度を自己評価する取組を行っている。

また、平成 18 年度から学生に「熊本電波高専の『教育理念』・『教育目標』各学科・専攻の教育目標および達成度評価表」を配付し、学生自身が学年ごとの達成度を評価できるように取り組み始めたところであり、この評価結果については、平成 19 年度に調査を行う予定としている。

これらの授業評価アンケート結果等から判断して、おおむね学校の意図する教育の成果や効果が上がっていると判断する。

6-1-⑤ 卒業（修了）生や進路先などの関係者から、卒業（修了）生が在学時に身に付けた学力や資質・能力等に関する意見を聴取するなどの取組を実施しているか。また、その結果から判断して、教育の成果や効果が上がっているか。

在学時に身に付けるべき学力や資質・能力等について、卒業（修了）生、関係のある企業先から意見を聴取する取組は直接には行われていないものの、平成 14、16 年度に卒業（修了）生及び就職先に対して関連するアンケート調査を実施している。

アンケート結果で、卒業生及び修了生ともに、当校における教育で良かった点は、専門教育、実験実習、コンピュータ教育であり、劣った評価をされていると感じた項目は、語学力となっている。卒業生及び修了生による満足度評価においても同様に、専門の知識・技術に関しては高い評価となるものの、英語教育が低い評価として表れている。この結果から、英語の語学力については、現在、TOEICテストの実施等の改善を行っている。

これらのアンケート結果から判断して、英語の語学力に対して低い評価がみられるものの、全体として、専門教育など高い評価が表れており、おおむね教育の成果や効果が上がっていると判断する。

以上の内容を総合し、「基準6を満たしている。」と判断する。

【優れた点】

- 準学士課程及び専攻科課程ともに、就職希望者の就職決定率が高いばかりでなく、その就職先の業

種も、電子機器設計・開発・製造、ソフトウェア・ソリューション等、当校が育成する技術者にふさわしい業種になっている。また、進学希望者の進学決定率も高く、その進学先も大学の工学系を中心とした学部及び大学院修士課程となっており、教育の目的において意図している養成しようとする人材像等について、十分な教育の成果や効果が上がっている。

【改善を要する点】

- 学生が卒業（修了）時に身に付ける学力や資質・能力について、学生による直接の学習達成度を評価する取組を行っていない。

基準7 学生支援等

- 7-1 学習を進める上での履修指導、学生の自主的学習の相談・助言等の学習支援体制が整備され、機能していること。また、学生の課外活動に対する支援体制等が整備され、機能していること。
- 7-2 学生の生活や経済面並びに就職等に関する相談・助言、支援体制が整備され、機能していること。

【評価結果】

基準7を満たしている。

(評価結果の根拠・理由)

7-1-① 学習を進める上でのガイダンスが整備され、適切に実施されているか。また、学生の自主的学習を進める上での相談・助言を行う体制が整備され、機能しているか。

準学士課程では、学生全員に、学生便覧、シラバス、「熊本電波高専の『教育理念』と『教育目標』」各学科・専攻の教育目標および達成度評価表」を配付しており、最初の授業において、ガイダンスを実施している。また、4、5年次の学生に対しては、「履修の手引き」を配付し、履修ガイダンスを実施しているほか、4年次編入生、留学生にも、入学式後にガイダンスを実施している。

専攻科課程では、専攻科学生便覧と「履修の手引き」により、4月当初のオリエンテーションでガイダンスを実施している。

各教員は、週に少なくとも1時間のオフィスアワーを設定しているほか、常時、学生の質問に対応しており、有効に活用されている。また、電子メールによる質問受付や、e-learningによる自習教材の提供などの学習支援を行う教員もいる。平成17年度末にe-learningを用いた質問や自学自習を支援するシステム(Webclass)を構築し、平成18年度から、自習教材等を提示している。さらに、学生相談室を設置して、学生の学習上の相談にも対応している。

これらのことから、学習を進める上でのガイダンスが整備され、適切に実施されており、また、学生の自主的学習を進める上での相談・助言を行う体制が整備され、機能していると判断する。

7-1-② 自主的学習環境（例えば、自主学习スペース、図書館等が考えられる。）及び厚生施設、コミュニケーションスペース等のキャンパス生活環境等が整備され、効果的に利用されているか。

学生の自主的学習に供される施設として、各クラスルーム、図書館、パソコン演習室を整備している。各クラスルームは、18時まで利用できるほか、図書館は、夏季の平日は20時まで、冬季は19時まで利用でき、土曜日10時から16時まで開館しており、利用されている。また、一般科目、専門4学科の合計5箇所のパソコン演習室を、各学科教員の許可の下に、放課後に開放しており、使用されている。

厚生施設としては、食堂、売店、会議室、ミーティングルーム及び和室を整備した「くぬぎ会館」を設置している。コミュニケーションスペースとしては、各クラスルームを18時まで利用できるほか、校舎棟ロビー、学生課前の学生控室、専攻科棟2階の専攻科学生控室の配置、中庭をコミュニケーションスペースとして整備し、利用されている。

これらのことから、自主的学習環境及びキャンパス生活環境等が整備され、効果的に利用されていると判断する。

7-1-③ 学習支援に関する学生のニーズ（例えば、資格試験や検定試験受講、外国留学等に関する学習支援等が考えられる。）が適切に把握されているか。

年2回実施する授業評価アンケートの自由記述欄により、学生のニーズを把握している。また、学級担任あるいは学科長によるロングホームルーム、個別面談及び全学年の学生と校長との年1回の懇談会を実施して、学生のニーズを把握している。

さらに、学生からのニーズを直接把握する取組ではないものの、成績送付時に提出される「学生・保護者連絡票」、奨学後援会の役員会や総会における保護者の意見聴取などの取組も実施している。

これらの取組により、英会話セミナーの実施や学生の資格取得状況を進路説明会等で報告するなどの要望を把握している。

これらのことから、学習支援に関する学生のニーズが適切に把握されていると判断する。

7-1-④ 資格試験や検定試験受講、外国留学のための支援体制が整備され、機能しているか。

各種資格試験についての概要を学生便覧に記載し、資格取得を奨励している。実用英語技能検定、TOEIC、マルチメディア・CG検定、日本漢字能力検定等の受験に際し、学校を通じた申込み手続きを実施し、試験会場を学校に設けるなどの環境を整備し、支援をしている。

実用英語技能検定、日本漢字能力検定等の取得した資格内容に応じて、「基礎科目応用第一、第二、第三」（平成17年度は「ゼミナール第1、第2」）として単位を認定している。また、実用英語技能検定2級合格、日本漢字能力検定2級合格等の資格取得者に対して表彰を実施している。

外国留学の支援体制について、学則で単位修得等に関する規定を定め、実績はまだないものの、外国の高等学校又は大学における履修を、30単位を超えない範囲で単位を認定する体制を整備している。また、シンガポールとフィンランドのポリテクニク2校と交流協定を結び、毎年短期交換留学生を派遣しており、平成17年度には準学士課程学生1人を、平成18年度には準学士課程学生1人、専攻科学生1人を派遣している。さらに、派遣する学生には、「熊本電波工業高等専門学校教育研究奨励基金運用規則」に基づいて、留学費用を援助している。

これらのことから、資格試験や検定試験受験、外国留学のための支援体制が整備され、機能していると判断する。

7-1-⑤ 特別な学習支援が必要な者（例えば、留学生、編入学生、社会人学生、障害のある学生等が考えられる。）がいる場合には、学習支援体制が整備され、機能しているか。

留学生に対しては、各学科に留学生指導教員を置き、日常の教育や生活に関する相談、助言を行い、支援している。また、「熊本電波工業高等専門学校チューター制度実施要項」に基づき、各留学生に日本人学生チューターを配置し、日本語や専門科目の相談に対応している。さらに、日本語の補講を週1回2時間実施している。

編入学生に対しては、編入学前に、数学、英語、基礎専門科目等の教科書、授業内容及び試験問題について説明し、編入学までに学習するように指導するとともに、編入学前後に補講を行い、学習支援をしている。

聴覚障害のある学生に対しては、教室にスピーカ設備を設置し、学習に支障がないように支援している。

これらのことから、特別な学習支援が必要な者に対し、学習支援体制が整備され、機能していると判断する。

7-1-⑥ 学生のクラブ活動や学生会等の課外活動に対する支援体制が整備され、機能しているか。

学生の課外活動、委員会活動等に対して、学生主事を委員長とする学生委員会が、学生会規約、体育施設使用規則等を制定し、活動の利便性を図るなどの支援をしている。また、学生委員会に学生会担当主事補を置き、事務的支援を行う学生課学生支援係とともに、指導・助言する体制を整備し、支援している。

クラブ活動に対しては、全教員をクラブ顧問として配置し、必要に応じて外部コーチを配置するなど、指導・助言体制を整備し、支援している。また、施設面では、活動の場として、体育館、グラウンド、武道場、クラブハウス、学生会室等を整備し、資金面では、厚生補導経費等で活動内容に応じて支援している。

これらのことから、課外活動に対する支援体制が整備され、機能していると判断する。

7-2-① 学生の生活や経済面に係わる指導・相談・助言を行う体制が整備され、機能しているか。

準学士課程の各学級担任、専攻科課程の専攻科長及び各専攻主任が、学生の日常生活について、指導・相談・助言を行っている。また、専門のカウンセラーとして、精神科医2人、臨床心理士1人を配置する学生相談室を設置して、学業、生活面での学生の悩みに対応しており、活用されている。

経済面については、入学料免除、授業料免除のほか、独立行政法人日本学生支援機構等の各種団体からの奨学制度を利用できるように支援している。

これらのことから、学生の生活や経済面に係わる指導・相談・助言を行う体制が整備され、機能していると判断する。

7-2-② 特別な支援が必要な者（例えば、留学生、障害のある学生等が考えられる。）がいる場合には、生活面での支援が適切に行われているか。

留学生に対する生活面の支援は、学級担任、各学科に配置する留学生指導教員、事務部の学生課学生支援係及び就学支援係が連携をとりながら支援している。また、各留学生に日本人学生チューターを配置し、学校生活等についての相談に応じている。さらに、年2回開催する留学生懇談会で、留学生の要望等を聴取し、生活面での支援の参考としているほか、経済的な支援として、熊本電波工業高等専門学校外国人留学生後援会を組織し、特別に経済的な支援を必要とする場合に備えている。

また、留学生は寮生活を行っており、長期休業の閉寮期間も残寮できるように、調理兼談話室を設置しており、宗教に配慮した食事も提供している。

障害のある学生に対しては、スロープ、エレベータ、身障者用トイレを整備するなどバリアフリー化を実施しているほか、特に聴覚障害のある学生に対して、クラスルームにスピーカ設備を設置している。

これらのことから、特別な支援が必要な者に対し、生活面での支援が適切に行われていると判断する。

7-2-③ 学生寮が整備されている場合には、学生の生活及び勉学の間として有効に機能しているか。

学生寮の居室は、1、2年次は2人部屋、3年次以上のほとんどが1人部屋とし、113人（平成18年2月28日現在）が入寮している。居室の全室にエアコンを設置し、生活に必要な食堂、補食・談話室、湯沸室、洗面室、洗濯室、トイレ、浴室等を整備している。寮務主事1人、主事補3人、各学科教員から1人ずつの委員で構成した寮務委員会が学生寮の運営、管理を担当し、宿直、日直に教員を配置し、平日は8時30分から21時まで事務職員1人が常駐して、学生の日常生活の便宜を図るとともに、健康管理に配慮

している。また、学生による寮生会を組織し、寮長を中心に寮役員に生活指導員を置き、寮生活の自主的運営を行っている。

勉強の場としては、各居室のほかに、自習室、勉強室、図書室及びパソコン室を配置している。自習時間として20時30分から21時30分、及び学習時間として22時30分から23時30分の合計2時間の学習時間を設けている。1年次の学生については、定期試験前1か月間ほど、上級生の指導の下で勉強会を行うとともに、図書室を10時30分から25時まで開放しており、勉強できるように配慮している。

これらのことから、学生寮は、学生の生活及び勉強の場として有効に機能していると判断する。

7-2-④ 就職や進学などの進路指導を行う体制が整備され、機能しているか。

学校全体としての進路指導体制は、学生委員会に進路担当主事補を置くとともに、進路指導委員会が、学校全体の計画及び調整を行い、進学手続説明会、進学説明会、進路対策講演会、企業説明会等を実施している。また、学生課学生支援係及び教務係が事務的な支援を行っている。

個々の学生の就職・進学活動に対する指導は、準学士課程の各学科においては、学科長又は就職指導専任教員と4、5年次の学級担任とともに、学生の進路指導にあたっている。また、専攻科課程においては専攻科長が個々の学生の進路指導にあたっている。

これらのことから、就職や進学などの進路指導を行う体制が整備され、機能していると判断する。

以上の内容を総合し、「基準7を満たしている。」と判断する。

【優れた点】

- シンガポールとフィンランドのポリテクニク2校と交流協定を結び、毎年、短期交換留学生を派遣している点は、特色ある取組である。

基準 8 施設・設備

- 8-1 教育課程に対応して施設、設備が整備され、有効に活用されていること。
- 8-2 図書、学術雑誌、視聴覚資料その他の教育研究上必要な資料が系統的に整備されていること。

【評価結果】

基準 8 を満たしている。

(評価結果の根拠・理由)

8-1-① 学校において編成された教育課程の実現にふさわしい施設・設備（例えば、校地、運動場、体育館、教室、研究室、実験・実習室、演習室、情報処理学習のための施設、語学学習のための施設、図書館等、実験・実習工場さらには職業教育のための練習船等の設備等が考えられる。）が整備され、有効に活用されているか。

教育課程を実現するために、校舎棟、各学科棟、専攻科棟、選択教室棟、地域共同テクノセンター、運動場、体育館、図書館のほか、食堂・売店を持つ福利施設としてくぬぎ会館、学生寮等を整備している。

校舎棟、各学科棟には、教室、教員室、実験・実習室、卒研室、LL教室、視聴覚教室・SCS室、電子計算機室、機械工作実習室等を配置している。また、選択教室棟には選択科目の教室を配置している。専攻科棟は、専攻科の学生の授業や研究に、地域共同テクノセンターは、学術研究や民間等との共同研究及び民間企業の技術者の再教育に利用している。

実験室及び演習室は、各学科で共同利用できるようにしており、平成 17 年度に技術センターを発足させ、教員と技術職員による実験室・設備の管理運営を行い、実験室・設備の有効利用を図っている。また、視聴覚教室には、液晶プロジェクタ、ビデオデッキ、ビデオ編集機、DVD再生機等の視聴覚機器を備え、音楽や選択科目の講義のほか、講演、部活動等様々な活動に供している。さらに、LL教室は、音声教材や教師・学習者の音声をデジタル化し、リスニングやスピーキングなどのコミュニケーション重視の演習を効果的に行うことができるように整備している。

これらのことから、施設・設備が整備され、有効に活用されていると判断する。

8-1-② 教育内容、方法や学生のニーズを満たす情報ネットワークが十分なセキュリティ管理の下に適切に整備され、有効に活用されているか。

高度情報教育センターに、インターネット接続に関するルータ、ファイアウォール、教育用サーバ等を 35 台設置して、集中的に管理している。また、各建物間は光ケーブル接続でギガネットワークを構成しており、学内ネットワークはSINETの熊本大学のNOCに 45Mbps で接続している。学内LANはファイアウォール下にあり、外部からのアクセスについては、対外接続ルータの通信データ量の変化を監視することで、セキュリティを保っているほか、セキュリティに関して、危機管理マニュアルを定め、それに従って活動している。また、準学士課程 1 年次の「基礎情報工学」において、情報倫理教育を実施している。

学内のパソコンは、ネットワークで接続し、教育研究をはじめ、学生の自主学習、事務処理に活用しているほか、一般科目及び各学科のパソコン室、TSS 端末室、センターパソコン室等を授業で利用している。

これらのことから、情報ネットワークが十分なセキュリティ管理の下に適切に整備され、有効に活用されていると判断する。

8-2-① 図書、学術雑誌、視聴覚資料その他の教育研究上必要な資料が系統的に整備され、有効に活用されているか。

図書館には、蔵書約6万5千冊のほか学術雑誌が整備され、十進分類に基づいて、系統的に整理・配架をしている。また、視聴覚資料として、ビデオテープ、DVD、CD及びLDを整備している。

このほか、シラバスに掲載している全学科、全学年分の参考図書を揃え、学生の利用の便宜を図るため、参考図書専用書架を設置し、学科別、学年別に整備している。低学年用図書として、シラバス掲載の参考図書に加え、一般教養を深めるための図書として、「岩波新書」、「岩波ブックレット」、「丸善ライブラリー」等を継続的に購入している。高学年用図書としては、電子情報通信学会技術研究報告コーナーを設置し、「回路とシステム」等、約40部門の研究会報告書を購入して、研究の便宜を図っている。また、教育理念である「国際的に活躍することができ、かつ健全な精神を持った技術者の育成」に資するために、技術者倫理関連図書コーナーを設けているほか、「Nature」や「Science」等の国際的な科学雑誌の充実にも努めている。さらに、平成18年度から、電子ジャーナル「SD」及び「KANON」のコンソーシアムへ参加している。

学生のニーズを反映させるために、クラス単位での購入希望図書アンケート、図書館内の希望図書ポストで希望のあった図書について、図書運営委員会で検討・決定しているほか、学生図書委員によるブックハンティングを実施している。また、時代に即応した教育研究上のニーズを反映させ、系統的な整備を図るため、毎年、予算措置を伴って、教員の推薦図書を計画的に整備している。さらに、夏季の平日は20時まで、冬季は19時まで、土曜日も10時から16時まで開館し、学習環境を整えている。

これらのことから、図書、学術雑誌、視聴覚資料その他の教育研究上必要な資料が系統的に整備され、有効に活用されていると判断する。

以上の内容を総合し、「基準8を満たしている。」と判断する。

基準 9 教育の質の向上及び改善のためのシステム

9-1 教育の状況について点検・評価し、その結果に基づいて改善・向上を図るための体制が整備され、取組が行われており、機能していること。

9-2 教員の資質の向上を図るための取組が適切に行われていること。

【評価結果】

基準 9 を満たしている。

(評価結果の根拠・理由)

9-1-① 教育の状況について、教育活動の実態を示すデータや資料が適切に収集・蓄積され、評価を適切に実施できる体制が整備されているか。

教育活動の実態を示すデータや資料として、学生による達成度評価についての資料収集・蓄積は、十分になされていないものの、評価委員会では、自己点検・評価報告書、外部評価アンケート等を、教務委員会では、指導要録、成績表、定期試験の問題、解答例等を、FD推進委員会では、公開授業計画・報告書、教育改善グループ活動記録、授業評価アンケート、授業改善計画書等を、学生委員会では、生活実態調査書、課外活動の記録等を、研究推進委員会では、研究紀要等を、国際交流・地域連携委員会では、地域共同テクノセンター報告書等を、それぞれ適切に収集・蓄積している。

教育の点検・評価体制は、日常の教育状況进行评估する学内教育改善サイクルと、年間の教育活動状況及び第三者による評価を含む総合点検・評価・改善サイクルで行う体制を整備している。さらに、学内教育改善サイクルは、教員団の教育活動を点検・評価するサイクル、各学科の状況进行评估するサイクル及び学校全体の教育状況进行评估するサイクルの3段階から点検・評価する体制となっている。

これらのことから、教育活動の実態を示すデータや資料が適切に収集・蓄積され、評価を適切に実施できる体制が整備されていると判断する。

9-1-② 学生の意見の聴取（例えば、授業評価、満足度評価、学習環境評価等が考えられる。）が行なわれており、教育の状況に関する自己点検・評価に適切な形で反映されているか。

学生の意見の聴取は、FD推進委員会が行う年2回の授業評価アンケート及び学生と校長との懇談会により行っている。

授業評価アンケート結果は、教育改善グループで評価・検討した後、各教員が改善計画を作成し、学生に公開している。学生と校長との懇談会で聴取した意見は、関係する部署で検討し、対応について回答している。

また、平成16年度のFD推進委員会の自己点検・評価では、授業評価アンケート結果について、「より的確な学生意識の把握が必要である」と分析し、評価している。

これらのことから、学生の意見の聴取が行われており、教育の状況に関する自己点検・評価に適切な形で反映されていると判断する。

9-1-③ 学外関係者（例えば、卒業（修了）生、就職先等の関係者等が考えられる。）の意見が、教育の状況に関する自己点検・評価に適切な形で反映されているか。

学外関係者の意見は、主に卒業生・企業・熊本県内の中学校を対象としたアンケート調査と学外有識者

で構成する運営諮問会議により聴取している。平成 14 年度のアンケート調査結果は、中期目標・計画の策定に反映し、平成 16 年度の調査結果は、教育目標の点検や語学教育の目標設定等に反映するなどの対応をしている。また、運営諮問会議において、インターンシップの必要性を指摘されたことを受け、自己点検・評価報告書にインターンシップを推進していくことを点検・評価している。

これらのことから、学外関係者の意見が、教育の状況に関する自己点検・評価に適切な形で反映されていると判断する。

9-1-④ 各種の評価（例えば、自己点検・評価、教員の教育活動に関する評価、学生による達成度評価等が考えられる。）の結果を教育の質の向上、改善に結び付けられるようなシステムが整備され、教育課程の見直しなど具体的かつ継続的な方策が講じられているか。

平成 18 年度より、日常の教育状況を評価する学内教育改善サイクルと、年間の教育活動状況及び第三者による評価を含む総合点検・評価・改善サイクルで行う体制を整備している。

学内教育改善サイクルは、さらに、教員団の教育活動を点検・評価するサイクル、各学科の状況を評価するサイクル及び学校全体の教育状況を評価するサイクルの 3 段階から点検・評価する構成となっている。教員団のサイクルでは、ファカルティ・ディベロップメントの活動の年間計画に基づき授業評価アンケートや公開授業等を行い、教育改善グループで授業科目ごとに授業内容や教授方法について点検・評価している。各学科のサイクルでは、年 4 回の定期試験後に実施する指導連絡会での意見交換の結果を受け、各学科で学生の学習成績・学習活動等の状況を把握し、点検・評価している。学校全体のサイクルでは、主に教務委員会が教員団のファカルティ・ディベロップメントの活動状況や学生の学習達成度状況等のデータを収集し、運営会議において、評価委員会による各学科の活動状況の評価と併せて検討している。

また、総合点検・評価・改善サイクルでは、評価委員会において、各学科・委員会の現状点検の年次報告、校外有識者を委員とした運営諮問会議による意見・提言の聴取及び企業・卒業生・中学校を対象としたアンケート調査を基に、学校全体の教育活動状況を点検・評価し、運営会議で審議した後、各学科・委員会へフィードバックしている。

これらのシステムでの具体的な改善事例はまだないものの、これ以前の改善システムにより、各部署における自己点検・評価を評価委員会で審議し、その結果に基づき校長から改善提示があり、改善を実行している。平成 17 年度には、進路対策委員会に対しては「インターンシップの推進」、情報通信工学科及び電子工学科に対しては「新カリキュラムに対応した実験」の検討・実施など、各委員会・組織に対して改善提示がなされ、平成 18 年度から専攻科 1 年次にインターンシップを必修とするなど、改善に結び付けている。

これらのことから、各種の評価結果を教育の質の向上、改善に結び付けられるようなシステムが整備され、専攻科においてインターンシップを必修とするなどの具体的かつ継続的な方策が講じられていると判断する。

9-1-⑤ 個々の教員は、評価結果に基づいて、それぞれの質の向上を図るとともに、授業内容、教材、教授技術等の継続的改善を行っているか。また、個々の教員の改善活動状況を、学校として把握しているか。

F D 推進委員会が年 2 回実施する学生による授業評価アンケートの結果を受けて、各教員は改善計画書を作成し、必要な改善を図っている。また、各教員は少なくとも年 1 回公開授業を実施し、教育改善グループにおいて、その授業内容等を検討した後、報告書を作成して公開している。

これらの結果に基づく個々の教員の教育改善状況については、学生による授業評価（アンケート調査）

報告書及び教育改善グループ活動報告書により、学校としておおむね把握している。さらに、教員から提出される教育改善活動助成金の申請内容により、教員の改善活動状況を、学校として把握する取組も行われている。

これらのことから、個々の教員は、評価結果に基づいて、継続的改善を行っており、また、個々の教員の改善活動状況を、学校としておおむね把握していると判断する。

9-1-⑥ 研究活動が教育の質の改善に寄与しているか。

「情報通信システムの電磁ノイズ問題と対応技術」など、教員の研究分野に関連した教科書の執筆や使用により、教育の質の改善を図っている。また、専攻科課程の「人間生体工学」において、研究の成果を用いて、人間の特性を工学に取り入れるための基礎技術を教授する授業を展開しているなど、教育の質の改善を図っている。

さらに、各教員が研究活動として実施してきた研究プロセスを学生の卒業研究や特別研究の指導に反映させ、卒業研究や特別研究の一部は、学生が学会や研究会等で講演・発表するなどの成果を上げており、教育の質の向上を図っている。

これらのことから、研究活動が教育の質の改善に寄与していると判断する。

9-2-① ファカルティ・ディベロップメントについて、組織として適切な方法で実施されているか。

ファカルティ・ディベロップメントについては、主にFD推進委員会が計画し、学生による授業評価アンケート、「授業評価アンケート分析と教育改善の方策検討」などをテーマに取り入れた教員研修会、公開授業等を組織的に実施している。これらのほか、「熊本大学eラーニング連続セミナー」などの校外で実施されるセミナーへの参加、教育改善グループによる授業評価アンケート結果の検討活動を実施している。

これらのことから、ファカルティ・ディベロップメントが、組織として適切な方法で実施されていると判断する。

9-2-② ファカルティ・ディベロップメントが、教育の質の向上や授業の改善に結び付いているか。

授業評価アンケートに対して、各教員から授業改善計画書の提出を求める、又は公開授業に対する公開授業検討会報告書を作成するなど、教育の質の向上や授業の改善に結び付ける取組を実施している。

また、各学科等の組織でいくつかの教員団に分かれ、各々の教員団で日常的教育活動を点検・評価する教育改善グループの活動により、3年次において数学の学力差が顕著になることに対し、IT技術の活用等を通して補充する方法の検討を提示し、ウェブサイトを活用した学習支援の実施に結び付けている。

さらに、「熊本大学eラーニング連続セミナー」への参加を契機に、e-learningシステムであるWebclassとKシステム（学生指導記録システム）の構築につなげ、教育の質の向上や改善に結び付けている。

これらのことから、ファカルティ・ディベロップメントが、教育の質の向上や授業の改善に結び付いていると判断する。

以上の内容を総合し、「基準9を満たしている。」と判断する。

【優れた点】

- 教育改善グループが、日常的教育活動を点検・評価し、各々のグループで改善の検討などを進め、

ウェブサイトを活用した学習支援の実施に結び付けている点は、特色ある取組である。

基準 10 財務

- 10-1 学校の目的を達成するために、教育研究活動を将来にわたって適切かつ安定して遂行できるだけの財務基盤を有していること。
- 10-2 学校の目的を達成するための活動の財務上の基礎として、適切な収支に係る計画等が策定され、履行されていること。
- 10-3 学校の財務に係る監査等が適正に実施されていること。

【評価結果】

基準 10 を満たしている。

(評価結果の根拠・理由)

10-1-① 学校の目的に沿った教育研究活動を安定して遂行できる資産を有しているか。また、債務が過大ではないか。
当校の目的に沿った教育研究活動を将来にわたって適切かつ安定して遂行するために必要な校地・校舎・設備等の資産を有していると判断する。

また、学校として健全な運営を行っており、債務が過大ではないと判断する。

10-1-② 学校の目的に沿った教育研究活動を安定して遂行するための、経常的収入が継続的に確保されているか。
授業料、入学検定料、入学料等の諸収入の状況、独立行政法人国立高等専門学校機構からの学校運営に必要な予算配分の状況から、教育研究活動を安定して遂行するための、経常的な収入が確保されていると判断する。

また、外部資金の獲得については、科学研究費補助金及び受託研究等の受入において成果を上げている。

10-2-① 学校の目的を達成するための活動の財務上の基礎として、適切な収支に係る計画等が策定され、関係者に明示されているか。

収支に係る計画として、予算配分計画等が財務委員会で審議され、運営会議に諮り、校長が決定している。

また、これらの計画については、財務委員会等を通じて教職員に周知が図られている。

これらのことから、適切な収支に係る計画等が策定され、関係者に明示されていると判断する。

10-2-② 収支の状況において、過大な支出超過となっていないか。

収支の状況において、過大な支出超過となっていないと判断する。

10-2-③ 学校の目的を達成するため、教育研究活動（必要な施設・設備の整備を含む）に対し、適切な資源配分がなされているか。

予算については、策定された予算配分計画等に基づき、関係部署に適切に配分されている。

また、校長裁量経費として、重点化研究経費、特別研究経費、傾斜配分経費等を設けて、公募による申請に基づき、プレゼンテーションを実施し採択するなど、教育・研究活動に対する重点的な予算配分が行われている。

これらのことから、教育研究活動に対し、適切な資源配分がなされていると判断する。

10-3-① 学校を設置する法人の財務諸表等が適切な形で公表されているか。

学校を設置する法人である独立行政法人国立高等専門学校機構において、平成 16 年度の財務諸表が、官報において公告され、ウェブサイトにも掲載されており、適切な形で公表されていると判断する。

なお、平成 17 年度の財務諸表についても、平成 16 年度と同様に、適切な形で公表される予定である。

10-3-② 財務に対して、会計監査等が適正に行われているか。

会計監査については、内部監査及び独立行政法人国立高等専門学校機構において会計監査人による外部監査が実施されており、財務に対して、会計監査等が適正に行われていると判断する。

以上の内容を総合し、「基準 10 を満たしている。」と判断する。

【優れた点】

- 外部資金の獲得については、科学研究費補助金及び受託研究等の受入において成果を上げている。

基準 11 管理運営

- 11-1 学校の目的を達成するために必要な管理運営体制及び事務組織が整備され、機能していること。
- 11-2 学校の目的を達成するために、外部有識者の意見が適切に管理運営に反映されていること。
- 11-3 学校の目的を達成するために、高等専門学校の活動の総合的な状況に関する自己点検・評価が行われ、その結果が公表されていること。

【評価結果】

基準 11 を満たしている。

(評価結果の根拠・理由)

11-1-① 学校の目的を達成するために、校長、各主事、委員会等の役割が明確になっており、効果的な意思決定が行える態勢となっているか。

校長は、最高責任者として学校の運営にあたっている。教務主事、学生主事及び寮務主事は、校長の命を受け、教育計画の立案そのほか教務に関すること、学生の厚生補導に関すること、学生寮における学生の厚生補導に関することを掌理することを学則に定めており、また、広報及び情報公開、研究推進、国際交流及び地域連携事業を担当する総務主事を配置し、各主事は校長を補佐し、校長のリーダーシップの下に、意思決定を行う態勢としている。

なお、教員の配置において、一部、不適切な点がみられたことについて、現状では改善が図られているものの、今後は適切な管理運営に留意していく必要がある。

校長の諮問機関として、校長以下、各主事、専攻科長、各学科長、図書館長、高度情報教育センター長、地域共同テクノセンター長、常任委員会委員長、事務部長及び各課長で構成する運営会議を設置しており、学校運営の重要事項について審議・検討している。また、「熊本電波工業高等専門学校常任委員会及び特別委員会規則」に基づいて、教務委員会、学生委員会、寮務委員会、将来計画委員会、評価委員会等の合計 18 の常任委員会を設置して、それぞれに役割を明確にして、業務を執行している。

これらのことから、校長、各主事、委員会等の役割が明確になっており、校長のリーダーシップの下で、効果的な意思決定が行える態勢となっていると判断する。

11-1-② 管理運営に関する各種委員会及び事務組織が適切に役割を分担し、効果的に活動しているか。

管理運営に当たっては、校長の下に、教務主事、学生主事、寮務主事のほか、総務主事、専攻科長、各センター長等の役職教員を配置している。「熊本電波工業高等専門学校内部組織規則」に役職教員の職務及び管理運営に関する会議について定めている。また、「熊本電波工業高等専門学校常任委員会及び特別委員会規則」に基づき、教務委員会、学生委員会、寮務委員会、将来計画委員会、評価委員会等の合計 18 の常任委員会を設置している。各委員会の審議事項は細分化し、それぞれの役割が明確になっており、各主事やセンター等の長を委員長として活動している。

各委員会の審議事項のうち、学則の改正等の学校運営に関する重要事項は、校長の諮問の下に運営会議で審議・検討し、最終的に校長が決定した上で、実施している。

事務組織は、「熊本電波工業高等専門学校事務組織規則」及び「熊本電波工業高等専門学校事務分掌規程」で、各担当部署の職務を明記し、役割を分担している。各種委員会をサポートするため、各委員会の事務担当課を明確にし、事務部長や担当課長が委員として委員会に参加し、効果的な活動を可能としてい

る。

これらのことから、管理運営に関する各種委員会及び事務組織が適切に役割を分担し、効果的に活動していると判断する。

11-1-③ 管理運営の諸規定が整備されているか。

管理運営に関する諸規則は、「熊本電波工業高等専門学校学則」、「熊本電波工業高等専門学校内部組織規則」、「熊本電波工業高等専門学校事務組織規則」及び「熊本電波工業高等専門学校事務分掌規程」のほか、「熊本電波工業高等専門学校運営会議規則」、「熊本電波工業高等専門学校教務委員会規則」、「熊本電波工業高等専門学校学生委員会規則」等、必要な規則を定めており、規則集にまとめている。

これらのことから、管理運営の諸規定が整備されていると判断する。

11-2-① 外部有識者の意見が適切な形で管理運営に反映されているか。

外部有識者を委員とした運営諮問会議を組織し、年1回の会議で、意見を聴取している。具体的な反映事例として、平成17年3月に開催した運営諮問会議において、委員からインターンシップの必要性の提言を受け、平成18年度からインターンシップ委員会を設置している。

また、JABEE審査において、自己点検・評価システムの改善の仕組みが不明瞭であるとの指摘を受け、改善を行っている。

これらのことから、外部有識者の意見が適切な形で管理運営に反映されていると判断する。

11-3-① 自己点検・評価（や第三者評価）が高等専門学校の活動の総合的な状況に対して行われ、かつ、それらの評価結果が公表されているか。

各委員会、各学科等で、自己点検・評価を行い、その報告書を評価委員会に提出している。評価委員会では、3年ごとに「熊本電波高専の現状と課題」と題して、自己点検・評価報告書を第4版まで発行し、関係機関に配布している。また、平成13年には、「外部評価～熊本電波高専の更なる発展を目指して～」を取りまとめ、発行している。さらに、毎年開催される運営諮問会議についても、その会議内容を報告書として取りまとめ、発行している。

また、平成18年度からは、各種委員会の自己点検・評価の報告についても、ウェブサイトに掲載し、公表している。

これらのことから、自己点検・評価が高等専門学校の活動の総合的な状況に対して行われ、かつ、それらの評価結果が公表されていると判断する。

11-3-② 評価結果がフィードバックされ、高等専門学校の目的の達成のための改善に結び付けられるような、システムが整備され、有効に運営されているか。

平成18年度に、総合点検・評価・改善のサイクルについて改善しており、このサイクルでの具体的な改善事例はまだないものの、各委員会、各学科等で自己点検・評価を行い、その報告書を評価委員会に提出し、評価委員会において精査した後、運営会議へ報告し、運営会議での審議・検討を踏まえて、校長が改善すべき事項を指摘し、各委員会、各学科等において必要な改善を行うこととしている。

これ以前のシステムでは、各委員会、各学科等が自己点検・評価をし、自己点検・評価委員会が総括し、校長に改善意見を報告し、校長から改善の指示とともに各委員会にフィードバックされ、各委員会が改善

を実施している。平成 11 年度に広報委員会の自己点検・評価結果から、公式ウェブサイトの開設・充実が図られるなど、改善に結び付けている。

これらのことから、評価結果がフィードバックされ、改善に結び付けられるシステムが整備され、有効に運営されていると判断する。

以上の内容を総合し、「基準 11 を満たしている。」と判断する。

<参 考>

i 現況及び特徴（対象高等専門学校から提出された自己評価書から転載）

1 現況

(1) 高等専門学校名

熊本電波工業高等専門学校

(2) 所在地

熊本県合志市須屋2659-2

(3) 学科等構成

学 科：情報通信工学科，電子工学科，

電子制御工学科，情報工学科

専攻科：電子情報システム工学専攻，

制御情報システム工学専攻

(4) 学生数及び教員数（平成18年5月1日現在）

準学士課程学生数（単位：名）

学科/学年	1年	2年	3年	4年	5年	合計
情報通信工学科	43	38	42	44	41	208
電子工学科	44	39	43	47	42	215
電子制御工学科	44	44	42	39	34	203
情報工学科	45	44	41	43	37	210
合計	176	165	168	173	154	836

専攻科課程学生数（単位：名）

専攻/学年	1年	2年	合計
電子情報システム工学専攻	14	16	30
制御情報システム工学専攻	12	16	28
合 計	26	32	58

教員数（単位：名）

学科/職名	教授	助教授	講師	助手	合計
一般科目	7	9	0	2	18
情報通信工学科	6	5	0	2	13
電子工学科	5	4	0	1	10
電子制御工学科	5	5	0	1	11
情報工学科	5	3	0	3	11
合 計	28	26	0	9	63

2 特徴

2.1 本校の沿革

本高専は電波通信の専門校として昭和46年4月に電波通信学科2学級で発足した。その後、改組、増設を経て現在、準学士課程は電子・情報系4学科で構成され、学校教育法に基づき、実践的技術者の養成を目的とする高等教育機関である。平成12年4月に、専攻科課程（電子情報システム工学専攻、制御情報システム工学専攻）を設置した。専攻科は、準学士課程で学ぶ技術の上にさらに専門的技術を身につけ、柔軟な発想と創造的な能力を備えた高度な研

究開発型の実践技術者の育成を目的としている。平成16年4月には、準学士課程4、5年と専攻科課程1、2年の教育に対し、JABEE対応教育プログラム「電子・情報技術応用工学コース」を、また、各専攻にJABEE非対応教育プログラムの「電子情報技術専修コース」および「制御情報技術専修コース」を設置した。

2.2 卒業生・修了生の進路と教育目標の特徴

準学士課程卒業生の進路は、進学が約40%、就職が約60%となっている。専攻科課程修了生は、大学院への進学が20~30%、残りが就職となっている。

早期技術教育、実践的技術者育成という方針を基に、国際的に能力を発揮できるための素養と専門応用力を身につけた技術者の育成を目指し、学校の教育理念として「電子・情報系技術者として国際的に活躍でき、かつ健全な精神を持った技術者の育成」を掲げた。これを達成すべく設定された、教育目標の特徴は専門的には電子・情報系の基礎とコンピュータ利用技術を身につけ、かつ各専門分野に関する技術知識を持った技術者の育成であり、人間的には人類への貢献意識と技術者としての倫理観を持ち、国際性を持った人材の育成である。

3. カリキュラム上の特色

準学士課程1、2年生は混合クラスとし、多感な時期に多様な人間関係の形成ができるように配慮している。また、電子・情報系のみという特色を生かすため、選択科目を共通化し、可能な限り柔軟な選択ができるようにし、卒業研究も学科を超えた選択を認めている。専攻科課程では、両専攻に共通な専門科目を設定し、各専攻の選択科目も一部履修を認めている。このように、できるだけ各学科、専攻が互いに密接な連携のもとに、急速な技術の発展に即応できる実践技術者の養成を目指している。

専攻科課程における技術分野の特徴としては、従来の工学技術が物理現象を元に構築されていたのに対し、人の心理現象、感覚といったものを応用し、より人間らしい環境、快適さや心地よさ、癒しといった人の生活を豊かにする技術を教授する点である。

実験・実習等では小グループでの実習を行い、卒業研究、特別研究では、教員一人当たり数名の学生を指導している。出席要件の厳しさ（準学士課程は5分の4以上、専攻科課程は3分の2以上出席を要する）もあいまって、十分時間をかけたきめ細かい教育を実施している。

ii 目的（対象高等専門学校から提出された自己評価書から転載）

1. 本校の使命

昭和46年の学校設立時に、本校の使命を学校教育法第70条の2に基づき、学則に次のように定めている。
「第1条 本校の目的は、教育基本法および学校教育法に基づき、深く専門の学芸を教授し、職業に必要な能力を育成することを目的とする。」

2. 教育活動等の基本的な方針，教育目標等

2.1 教育理念と教育目標

準学士課程と専攻科課程に共通する教育理念と教育目標を次のように定めている。

教育理念 「電子・情報系技術者として国際的に活躍することができ、かつ健全な精神を持った技術者の育成」

教育目標 (1) コンピュータ技術と電子・情報系の基本技術を身につけた技術者の育成

(2) 日本語・英語のコミュニケーション能力を持ち、国際的に活躍できる技術者の育成

(3) 実践的能力に加えて、柔軟な発想能力のある創造的技術者の育成

(4) 人類への貢献意識を持った、チャレンジ精神豊かな技術者の育成

2.2 各学科，専攻の教育目標（育成する人材像）

(1) **準学士課程** 専門各学科において、次のように育成する人材像を定めている。

(**情報通信工学科**) コンピュータ技術を基礎として、ネットワーク通信、マルチメディア技術の世界で活躍できる人材養成を目標とし、次の4つを設定している。なお、(A)～(C)は4学科とも共通である。

(A) 社会への貢献意識と健全な精神を持った技術者の育成

A-1 人文・社会科学に対する広い知識と教養を身につけ、環境、異文化、国際社会に対する理解を深める。

A-2 保健・安全について理解を深め、ホームルーム・スポーツ活動等を通して社会性・協調性・チームワーク力を身につける。

(B) 日本語・英語によるコミュニケーションの基礎能力を持った技術者の育成

B-1 技術者として、日本語による基本的な表現、報告書の作成、プレゼンテーションなどができる。

B-2 英語による基本的な表現（英文読解、簡単な英作文・英会話）ができる。

(C) コンピュータ技術と電子・情報工学に関する基本技術を身につけた技術者の育成

C-1 電子情報系技術に必要な数学・自然科学の基礎知識・能力を身につける。

C-2 電気回路、電子回路、電気磁気学などの電子情報系専門基礎科目の知識・能力を身につける。

C-3 コンピュータに関するハードウェア・ソフトウェアの基礎知識と基本的な情報処理能力を身につける。

(D) 情報通信工学およびその応用技術分野において、専門技術に関する知識・能力を身につけた技術者の育成

D-1 有線・無線系の通信伝送の基盤技術に関する基礎的な知識・能力を身につける。

D-2 通信応用・ネットワーク技術など情報通信工学における専門応用技術に関する知識・能力を身につける。

D-3 実験や卒業研究を通して実践的・創造的技術者としての素養を身につける。

(**電子工学科**) 半導体デバイスや大規模電子システムなどの設計・製作・管理に携わる技術者の養成を目標とし、次の4つを設定している（(A), (B), (C)は4学科共通につき、略）。

(D) 電子工学およびその応用技術分野において、専門技術に関する知識・能力を身につけた技術者の育成

D-1 電子工学および応用電子工学に関する基礎的な知識・能力を身につける。

D-2 電子デバイスまたは応用電子関連分野において専門応用技術を身につける。

D-3 実験や卒業研究を通して実践的・創造的技術者としての素養を身につける。

(**電子制御工学科**) 次の4つを設定している（(A), (B), (C)は4学科共通につき、略）。

(D) 電子制御工学およびその応用技術分野において、専門技術に関する知識・能力を身につけた技術者の育成

D-1 連続時間系・離散時間系の制御理論と利用技術を身に付け制御機器の設計および具現化ができる。

D-2 各種半導体素子の構造、動作機構を理解し、電子回路の設計と実装技術を身につける。

D-3 マイクロコンピュータのインタフェース回路の設計と実装技術を身につける。

(情報工学科) コンピュータのハードウェア、ソフトウェアに関する基礎的な知識をもとに、ネットワーク、マルチメディアなどの専門的な分野における設計・開発ができる技術者の養成を目標とし、次の4つを設定している((A), (B), (C)は4学科共通につき、略)。

(D) 情報工学およびその応用技術分野において、専門技術に関する知識・能力を身につけた技術者の育成

D-1 ソフトウェアの開発・応用に関する知識と能力を備え、プログラム言語の如何に関わらずに、問題解決に利用できる。

D-2 ハードウェア技術に関する知識を身につけハードウェアのみならずソフトウェアも含めたコンピュータシステム技術の設計・開発・応用の能力を身につける。

D-3 コンピュータネットワークに関する知識と能力を備え開発・応用ができる。

D-4 マルチメディア技術に習熟し、情報化社会における問題解決や社会的なかわりに応用ができる。

D-5 数理的な科目を通じて、高度に論理的な考え方を身につけると共に、研究・開発分野においても無理なく対応できる。

D-6 実験や卒業研究を通して実践的・創造的技術者としての素養を身につける。

(2) 専攻科課程

教育目標 専攻科設立時に定めた教育目標を元に、次のように設定している。

(1) 高度開発型技術者(実践的技術に加えて柔軟な発想能力のある開発技術者)の育成

(2) 高度総合システム技術者(電子・情報技術を工学的産業技術に活用し、人間に快適なシステム化ができる技術者)の育成

(3) 知的情報処理技術者(コンピュータ技術を知的情報処理技術に高めることができる創造性のある技術者)の育成

(4) 国際性(国際的にも活躍できる人材)の育成

(5) 知的柔軟性(工学的見地に片寄ることのない人間性・知見)の育成

(6) 人類への貢献意識を持ったチャレンジ精神豊かな技術者の育成

各専攻の目的 各専攻の目的は、次のように設定している。

(電子情報システム工学専攻) 準学士課程の情報通信工学科および電子工学科を基礎とし、マルチメディア通信設備等の運用・保守、製造・設計技術分野を担当する高度開発型技術者の育成を目的としている。基礎となる学科で培った工学技術に加え、高度なマイクロデバイス及びシステム回路技術を教育し、これらの上に通信システム技術・マルチメディアなどを中心としたソフトウェア技術を教育する。これにより、回路素子に関する技術とともに、これに生命である適切なソフトウェアを与えることができる高度情報素子技術者を育成する。

(制御情報システム工学専攻) 準学士課程の電子制御工学科および情報工学科を基礎とし、あらゆる産業におけるメカニカルな制御技術の設計・運用分野を担当する高度開発型技術者の育成を目的とする。基礎となる学科で培った工学技術に加え、高度なソフトウェア技術を教育する。その上に、メカトロニクス及びシステムコントロール技術を教育する。これらにより、高度な各種のソフトウェア開発に携わるだけでなく、コンピュータコントロールによる知的制御技術者を育成する。

・JABEE 対応コース, JABEE 非対応コースの教育目標

JABEE 対応コースは、専攻科の教育目標に JABEE の要求する内容を付加したものとし、非対応コースは、学士課程としての専攻科の流れを引き継いだものであるため、その教育目標は専攻科の教育目標と同じとしている。

iii 自己評価の概要（対象高等専門学校から提出された自己評価書から転載）

基準 1 高等専門学校の目的

高専としての目的を学則に定め、教育研究活動を通して養成しようとする人材像を各学科・専攻において明確に定めており、それらは学校教育法第 70 条の 2 に定められた目的に合致している。また、これらの目的等は、学校概要、学生証をはじめとする印刷物や、ホームページ等を通じて、学生、教職員、一般に対して、それぞれ必要な対象に対して十分適切に周知されている。

基準 2 教育組織（実施体制）

学科の構成、その内容・目的は該当する高専設置基準の規定に適合している。また、専攻科のそれらも本校の目的に沿っているとともに、学校教育法の規定にも適合している。全学的なセンターとして、技術センター、高度情報教育センター、地域共同テクノセンターを設置しているが、いずれも教育の目的を達成するのに必要な役割を担って、活動している。特に、地域共同テクノセンターは学生の教育に大きく貢献している。

教育課程全体を企画調整するための組織として、教務委員会があり、定期的に、また必要に応じて会議を開催し、教育活動に関する重要な事項を審議している。一般科目と専門科目間の教員の連携については、科目教育研究会により実施されている。

教育課程を円滑に実施するための体制として、教務委員会、担任会議、学科会議、専攻科委員会等が設置されており、支援を実施している。また、生活指導については、学生委員会、学生相談室、課外活動についてはクラブ顧問がその役割を担っており、支援体制は十分に機能している。

基準 3 教員及び教育支援者

一般科目教員の配置は、本校の教育目標に対応している。各学科の専門教員についても、本校の教育目標に対応した形で、またその専門性についても考慮されて実施されている。専攻科においては、ごく一部の科目を除き、博士の学位取得者を配置しており、その専門性と科目の対応については、大学評価・学位授与機構の審査を経て配置されている。教員組織の活性化については、採用時に年齢のバランス、企業経験等を考慮して公募を実施している。採用にあたっては、男女、国籍等の区別なく公平な選考を実施している。採用後に、学位の取得を希望するものについては、社会人博士課程への進学を認めており、在学期間中負担を軽減するなどの支援を実施している。優秀教員の表彰制度も定めており、過去 2 年間に於いて 3 名の教員が表彰を受けている。教員の採用、昇格についての規定を定めており、その運用は人事委員会を中心に適切に行われている。教員の教育活動の評価については、評価の仕組みは作成され、試行まで実施されている。教育課程を展開するのに必要な事務職員、技術職員はその支援内容に対して、適切な配置がなされている。

基準 4 学生の受入

準学士課程、4 年次編入学、専攻科課程の各入学者選抜いずれでも、教育の目的に沿ってアドミッション・ポリシーが個別に明確に定められ、募集要項やホームページにて社会に公表されている。入学者選抜は、準学士課程、編入学、専攻科課程において、ほぼアドミッション・ポリシーに沿った形で実施されている。受け入れた学生がアドミッション・ポリシーに沿った人材かどうかのチェックは、準学士課程においては、一部分析を行ったり、新入生へのアンケートを実施することなどで行われているが、今後も継続的に実施が必要である。入学者数と定員との関係は、全ての推薦、学力選抜において適切である。専攻科は実入学者が定員より多い状況であるが、教育体制が対応できており問題はない。

基準 5 教育内容及び方法

授業科目の配置は、一般科目及び専門科目のバランス、必修科目、選択科目の配当が適切になされ、教育課程の体系性は確保されている。授業科目は、教育目標に対応して配置されており、教育の目的達成に適切なものになっている。他学科科目の履修、地元の大学との単位互換、インターンシップによる単位認定等を実施しており、学生のニーズ、学術の発展動向や社会からの要請にも対応した教育課程の編成を配慮している。講義、演習、実験・実習等のバランスを適切にするとともに、それぞれの教育内容に応じて、情報機器の活用、英語のコース別クラス編成など、適切な学習指導法の工夫を実施している。教育課程の編成の趣旨に沿ったシラバスを作成し、活用している。また、創造性を育むために、PBLやシミュレーションソフト実習などを取り入れ、インターンシップも活用している。

成績評価・単位認定規定、進級・卒業認定の規定を組織として策定し、学生に周知するとともに、これらの規定に従って、成績評価、単位認定、進級・卒業認定を適切に実施している。

HR を中心として特別活動を実施することで、人間の素養の涵養を図るとともに、豊かな教養と高度の専門技術を身につけた視野の広い科学技術者を育成する教育目的に沿って、生活指導面や課外活動等において、人間の素養の涵養を図られるよう配慮している。

専攻科課程においては、準学士課程と連携した教育課程を設定している。授業科目を教育の目的と、技術内容にしたがって、必修科目と選択科目等に配置しており、教育課程の体系性を確保している。授業の内容は、教育目的に対応して設定されている。学生のニーズに対応し、他専攻の授業科目履修を認め、放送大学の単位認定・地元大学との単位互換を実施し、学術の発展動向や社会からの要請に対して、インターンシップによる単位認定、サマーレクチャ等を実施している。講義、演習、研究、実習のバランスと授業内容のバランスは適切であり、各科目の教育内容に応じて少人数授業、対話・討論型授業など学習指導法の工夫も実施している。インターンシップも全員に義務付け、専攻科特別研究において、創造性を育む教育が試みられている。学習内容、達成目標と評価方法を明示したシラバスが作成されており、45 時間の学習で 1 単位等の説明もなされている。

特別研究においては、それにふさわしい研究指導（複数教員での指導、広範囲な研究テーマからの自主的な選択、企業との共同研究など）が行われている。成績評価・単位認定規定、修了認定規定を学校として定めており、学生に周知するとともに、これらの規定に従って、成績評価、単位認定、修了認定を適切に実施している。

基準 6 教育の成果

高等専門学校として、教育目的に沿って、学生が卒業（修了）時に身に付ける学力や資質・能力、養成する人材像等についての達成状況は、主として試験によって把握・評価している。進級・卒業（修了）時における単位取得状況、進級状況、資格取得、卒業研究の対外発表状況などから判断して、学生が身に付ける学力や資質・能力についての教育の成果や効果は上がっていると考えられる。就職先や進学先の分析より、本校の教育目的で養成しようとする人材像等に対して、十分教育の成果や効果が上がっている。学生が行う学習達成度評価から見て、本校の意図する教育の成果や効果は上がっている。卒業（修了）生、就職先企業へのアンケート結果から、卒業（修了）生が在学時に身に付けた学力や資質・能力等についての意見を聴取し、その結果から、教育の成果や効果は、語学を除き上がっていると判断される。

基準 7 学生支援等

学習を進めるためのガイダンスの整備・実施，自主的学習を進める上での相談・助言体制，自主的学習環境等の整備・利用，学習支援に関する学生のニーズ把握，資格試験等の支援体制の整備，学習・生活で特別な支援を必要とする学生への支援体制の整備，クラブ活動等に対する支援体制の整備，学生の生活・経済面に關わる支援体制の整備，進路指導に関する支援体制整備については，いずれも十分になされている。学生寮も勉学の場として機能している。

基準 8 施設・設備

教育課程の実現にふさわしい施設・設備として，運動場，体育館，教室，研究室，実験・実習室，パソコン室，LL教室，図書館等が整備され，有効に活用されている。本校の教育内容・方法に対応して，全学生が接続できる情報ネットワークおよびコンピュータが十分なセキュリティ管理の下に適切に整備され，有効に活用されている。図書，学術雑誌，視聴覚資料等の教育研究上必要な資料は系統的に整備され，有効に活用されている。

基準 9 教育の質の向上及び改善のためのシステム

教育活動の実態を示すデータや資料は，各委員会を中心に適切に収集・蓄積されている。学生の意見の聴取は，授業評価を中心に行われており，教育改善グループによる改善に反映されている。校長との懇談会を通じても意見の聴取が行われている。学外関係者の意見は，アンケートや運営諮問会議により聴取され，教育改善に反映されている。自己点検・評価の結果を教育の質の向上，改善に結び付けるために，評価委員会と運営会議を中心とした点検システムが整備され，教育課程の見直しなどの具体的かつ継続的な方策が講じられている。個々の教員は，FD活動に参加するとともに，e-ラーニングや視聴覚教材の導入など，様々な形で授業内容，教材等の改善を行っている。個々の教員の改善活動状況は，FD委員会が学校として把握している。研究活動の成果として，教科書等の執筆がなされ，講義に使用されたり，卒業研究の成果が対外的に発表されるなど，教育の質の改善に寄与している。ファカルティ・ディベロップメントについては，FD委員会を組織し，年間計画に基づき実施している。そのファカルティ・ディベロップメントの活動は，たとえば教育論文としての発表という形で教育の質の向上に結び付いている。

基準 10 財務

本校の目的に沿った教育研究活動を将来にわたって適切かつ安定して遂行できるための校地や校舎，施設等の資産が保有されていると共に，授業料，入学検定料，入学料などの経常的収入が確保されている。また科学研究費補助金や寄付金など外部資金の導入も行っている。

このような収入と支出に関して，全学的な組織である財務委員会が各部署からの要望を考慮し，計画立案を行っている。その実行は校長の決裁を経て各部署で行われている。

本校の財務に関する監査等は，内部監査は行っているが，監査法人・監事等による実地監査は未だである。しかしながら機構本部から決算書類に関する提出書類の内容確認については随時行われている。

基準 11 管理運営

校長，4主事，委員会等の役割を明確に定めており，学校の目的を達成するために，効果的な意思決定が行える体制となっている。管理運営に関する各種委員会及び事務組織はその役割を規則に定め，適切に役割を分担し，効果的な活動を実施している。管理運営に必要な諸規定を整備している。外部有識者の意見は，運営諮

問会議において年に一度聴取し、管理運営に適切に反映している。自己点検・評価および運営諮問会議による第三者評価は、学校全体の活動に対して行われ、かつ、それらの評価結果を印刷物やホームページで公表している。各種の評価結果が学校の目的達成のために、必要な改善につながるようなフィードバックシステムができており、それらは十分有効に運営されている。

iv 自己評価書等リンク先

熊本電波工業高等専門学校のホームページ及び機構に提出した自己評価書本文については、以下のアドレスからご参照下さい。

なお、自己評価書の別添として提出された資料の一覧については、次ページ以降の「v 自己評価書に添付された資料一覧」をご参照下さい。

熊本電波工業高等専門学校	ホームページ	http://www.knct.ac.jp/
--------------	--------	---

機構	ホームページ	http://www.niad.ac.jp/
----	--------	---

	自己評価書	http://www.niad.ac.jp/sub_hyouka/ninsyou/hyoukahou200703/kousen/jiko_kumamotokousen.pdf
--	-------	---

v 自己評価書に添付された資料一覧

事 項	資料番号	根拠資料・データ名
別添資料	1	熊本電波高専 J A B E E 対応教育プログラム 「電子・情報技術応用工学コース」履修の手引き 熊本電波高専 J A B E E 非対応教育プログラム 「電子情報技術専修コース／制御情報技術専修コース」履修の手引き
別添資料	2	熊本電波高専の「教育理念」・「教育目標」 各学科／専攻の教育目標および達成度評価表
別添資料	3	熊本電波工業高等専門学校 平成 17 年度 学校概要
別添資料	4-1	平成 17 年度 貸借対照表
別添資料	4-2	平成 16 年度 損益計算書
別添資料	4-3	平成 17 年度 損益計算書

